

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		外国組合員に対する課税の特例
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	所得税:外
		② 上記以外の税目	—
3	内容		<p>《制度の概要》</p> <p>投資事業有限責任組合及びこれに類する外国組合に出資する非居住者・外国法人の課税関係について、以下の取扱いを認める措置。</p> <p>(1)有限責任組合員であること、組合持分が 25%未満であること等、一定の要件を満たす非居住者・外国法人(特定外国組合員)は、国内に恒久的施設を有しないものとする。</p> <p>(2)特定外国組合員等による、一年以上の長期保有株式等(公的資金の注入された破綻金融機関の株式は除く)の譲渡については、「組合員単位で」、事業譲渡類似株式の譲渡に該当するかどうかを判断する。</p>
			<p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置法第 41 条の 21 ・租税特別措置法施行令第 26 条の 31 ・租税特別措置法施行規則第 19 条の 13
4	担当部局		経済産業省 経済産業政策局 産業資金課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和 3 年 8 月 分析対象期間:平成 28 年度～令和 2 年度
6	創設年度及び改正経緯		平成 21 年度創設。 平成 22 年度税制改正によって、本特例の適用要件における「業務の執行」から、金融商品取引法に規定する自己取引等に対して投資組合の有限責任組合員が同意することを含まない、とされた。
7	適用期間		期限の定めのない措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>企業の経営資源の効率的な活用やベンチャー企業の創出及び成長促進のため、我が国地域・企業への海外からの投資を促進することで、組合経由の投資規模を拡大し、我が国経済の活性化を図る。</p>
			<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○平成 22 年 6 月に閣議決定がなされた新成長戦略において、(3)アジア経済戦略【2020 年までの目標】の中で「アジアの成長を取り込むための国内改革の推進、ヒト・モノ・カネの流れ倍増」が明記され、貿易投資の促進が謳われているほか、工程表Ⅶ)金融戦略 1.(2)の中で、『経済活性化を担うファンドの有効活用に向けた事業環境整備(郵貯・簡保等の国民金融資産の運用に関する見直しの従憑を含む。)』が明記され、経済活性化を担うベンチャーファンド等のファンド(投資組合)の事業環境整備に向けた方向性が明記されており、</p>

			<p>これらを実現するためにも、本措置を継続して措置することは必要不可欠。</p> <p>○また、震災後の復興構想会議においても、「○震災の復興過程で、我が国企業は資金の借入への依存度を高め、自己資本が毀損している。今後、毀損した資本への対応策として、資本金の提供(出資、資本金の長期融資)などが必要。」という部会長報告(第8回平成23年6月4日)に基づき、「復興への提言」(平成23年6月25日取り纏め)の中で、「全国的に見ても、震災の復興過程で事業を再開・継続する企業は、借入依存度を高め、資本が毀損しており、これに対する対抗策を講じなければならない。」と明記され、復興の観点からも我が国企業への資本金(エクイティ資金)の供給の重要性が認識されており、ベンチャーファンドのみならず復興等に資する事業再生ファンド等の組成を支援する意味でも、本措置を継続して措置することが重要。</p> <p>○「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)において、「経済にインパクトのある新陳代謝を引き起こすには、ベンチャー企業による新産業の創出が極めて重要」とされている。また、「ベンチャー・チャレンジ2020」(平成28年4月19日日本経済再生本部決定)においても、「イノベーション・ベンチャーの創出に向けた既存プレイヤーからのヒト・モノ・カネ等の積極的な投資を実現し、民間による自立的なイノベーションエコシステムの構築を進めていく」とされている。</p> <p>○「成長戦略実行計画」(令和2年7月17日閣議決定)において、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、スタートアップ企業への投資が弱まることのないよう、イノベーションの担い手となるスタートアップ企業への新たな資金の供給を促進し、成長につなげていく。」としている。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>経済成長 新陳代謝</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 投資組合を通じて我が国企業に投資を行う非居住者・外国法人組合員の課税関係を、海外主要国と同様に一定の条件の下で非課税とすることにより、我が国地域・企業にとって意義の高い対内直接投資を呼び込み、我が国におけるベンチャーや事業再生に係る組合経由の投資規模を増加させる。 達成目標:対内直接投資の名目GDP比の租税特別措置実施以前の割合(0.31%)を超える。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 海外からの対内直接投資の割合が増えることで、ベンチャーや事業再生に係る組合への投資機会が増えることに繋がる。</p>
9	有効性等	① 適用数	—
		② 適用額	1.3億円

		③ 減収額	法人税:0.3 億円 法人住民税:0.036 億円 法人事業税:0.125 億円														
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p style="text-align: right;">(単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 28</th> <th>平成 29</th> <th>平成 30</th> <th>令和 元</th> <th>令和 2</th> <th>平成 18~20 (平均)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対内直接投資 の名目 GDP 比</td> <td>0.67%</td> <td>0.36%</td> <td>0.74%</td> <td>0.48%</td> <td>1.67%</td> <td>0.31%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙 2 参照</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 令和 2 年の国内ファンドへの海外 VC 等の LP 出資件数は 4 件 (INITIAL「2020 年 Japan Startup Finance」より経産省算出)</p>		平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	平成 18~20 (平均)	対内直接投資 の名目 GDP 比	0.67%	0.36%	0.74%	0.48%	1.67%	0.31%
	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	平成 18~20 (平均)											
対内直接投資 の名目 GDP 比	0.67%	0.36%	0.74%	0.48%	1.67%	0.31%											
		⑤ 租税減を是認する理由等	産業の新陳代謝を目的とし、政府としてベンチャー支援・エコシステム構築を図っているところ、本措置により、一定の条件の下で組合を通じて我が国企業に投資を行う非居住者・外国法人組合員からの投資が促進されることは、我が国におけるベンチャーや事業再生に係る投資組合の組成に資するものである。														
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	欧米主要国では、非居住者・外国法人による組合経由の投資について適用期限の定めのない非課税措置を講じており、海外とのイコールフットディングを図る観点から、本税制措置を講ずることは妥当である。														
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	現在、本措置と同一の目的・対象に対する補助金等は存在しないため、役割分担は適切かつ明確といえる。														
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—														
11	有識者の見解		—														
12	評価結果の反映の方向性		措置の継続を要望														
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 28 年 8 月														

適用数等及び減収額の算定根拠

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用件数			適用数について、税務署への申請が要件であるが、各年度の適用件数のとりまとめデータは無く把握は困難である。
②適用額	1.3 億円	国内ファンドへの海外 VC 等の LP 出資額推計 108 億円×1.20%(ストックベース加重 IRR) (INITIAL「2020 年 Japan Startup Finance」より経産省算出)	
③減収額	0.461 億円	0.30 億円+0.036 億円+0.125 億円	④+⑤+⑥
④法人税	0.30 億円	1.3.億円×23.20%	②×税率
⑤法人住民税	0.036 億円	0.30 億円×12.1%	④×税率
⑥法人事業税	0.125 億円	0.087 億円+0.038 億円	⑦+⑧
⑦所得割	0.087 億円	1.3 億円×6.7%	②×税率
⑧地方法人特別税	0.038 億円	0.087 億円×43.2%	⑦×税率

※適用件数に関しては、備考欄の理由により把握できないものの、試算した適用額から減収額を試算。

租税特別措置等による直接的な効果の算定根拠

(単位:億円)

	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和2	平成 18～ 20(平均)
対内直接 投資	36,317	20,022	41,041	26,896	89,577	15,460
名目 GDP	5,448,272	5,556,874	5,564,191	5,582,648	5,362,635	5,038,832
割合	0.67%	0.36%	0.74%	0.48%	1.67%	0.31%

注)財務省国際収支状況、内閣府 GDP 統計をもとに作成

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	使用済自動車に係る自動車重量税の還付	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	自動車重量税:外
		② 上記以外の税目	—
3	内容	《制度の概要》 車検の有効期限が残っている車両を使用済自動車として引き渡し、自動車リサイクル法に基づいて適正に解体された場合、当該自動車の最終所有者は車検の残存期間に応じた自動車重量税の還付を受けることができる。	
		《関係条項》 租税特別措置法第 90 条の 15、租税特別措置法施行令第 51 条の 4	
4	担当部局	製造産業局自動車課	
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和 3 年 8 月 分析対象期間:平成 28 年度～令和 2 年度	
6	創設年度及び改正経緯	平成 14 年度 創設	
7	適用期間	恒久措置	
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 循環型社会形成推進基本計画において定められている、以下の 4 つの指標における目標について、令和 7 年度までに達成する。 ①資源生産性:約 49 万円/トン ②入口側の循環利用率:約 18% ③出口側の循環利用率:約 47% ④最終処分量:約 1,300 万トン ※備考 ・資源生産性=GDP/天然資源等投入量 ・入口側の循環利用率=循環利用量/(天然資源等投入量+循環利用量) ・出口側の循環利用率=循環利用量/廃棄物等発生量
			《政策目的の根拠》 第 4 次循環型社会形成推進基本計画(平成 30 年 6 月 19 日閣議決定)
		② 政策体系における政策目的の位置	エネルギー・環境 環境

		付け																
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 自動車リサイクルの促進に伴う不法投棄の削減及び循環型社会の推進</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 自動車リサイクル法に基づいて適正に解体された場合、自動車の最終所有者に対して、自動車重量税を車検の残存期間に応じて還付するというインセンティブ措置を実施することで、自動車リサイクルの促進に伴う不法投棄の削減及び循環型社会の推進に寄与。</p>															
9	有効性等	① 適用数	<p style="text-align: center;">< 還付台数 > < 使用済自動車の引取台数 ></p> <table border="0"> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>112 万台</td> <td>310 万台</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>117 万台</td> <td>330 万台</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>122 万台</td> <td>338 万台</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>125 万台</td> <td>336 万台</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>119 万台</td> <td>315 万台</td> </tr> </table> <p>(出展: 産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会 自動車リサイクル WG 中央環境審議会循環型社会部会 自動車リサイクル専門委員会 合同会議資料等)</p>	平成 28 年度	112 万台	310 万台	平成 29 年度	117 万台	330 万台	平成 30 年度	122 万台	338 万台	令和元年度	125 万台	336 万台	令和 2 年度	119 万台	315 万台
平成 28 年度	112 万台	310 万台																
平成 29 年度	117 万台	330 万台																
平成 30 年度	122 万台	338 万台																
令和元年度	125 万台	336 万台																
令和 2 年度	119 万台	315 万台																
		② 適用額	<p>平成 28 年度 ▲100 億円 平成 29 年度 ▲ 90 億円 平成 30 年度 ▲100 億円 令和元年度 ▲100 億円 令和 2 年度 ▲100 億円 (財務省試算)</p>															
		③ 減収額	<p>平成 28 年度 ▲100 億円 平成 29 年度 ▲ 90 億円 平成 30 年度 ▲100 億円 令和元年度 ▲100 億円 令和 2 年度 ▲100 億円 (財務省試算)</p>															

	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>本税制により、該当する自動車の所有者は自動車重量税が車検の有効期間に応じた還付されることで、自動車リサイクルの促進に伴う不法投棄の削減及び循環型社会の推進に寄与している。</p> <p>第4次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月19日閣議決定)では、令和7年度を目標年次として、以下の数値目標を設定している。</p> <table border="1" data-bbox="596 488 1406 680"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>数値目標</th> <th>目標年次</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資源生産性</td> <td>約49万円/トン</td> <td>令和7年度</td> </tr> <tr> <td>入口側の循環利用率</td> <td>約18%</td> <td>令和7年度</td> </tr> <tr> <td>出口側の循環利用率</td> <td>約47%</td> <td>令和7年度</td> </tr> <tr> <td>最終処分量</td> <td>約1,300万トン</td> <td>令和7年度</td> </tr> </tbody> </table> <p>・資源生産性＝GDP/天然資源等投入量 天然資源等投入量とは、国産・輸入天然資源及び輸入製品の合計量(DMI:Direct Material Input)を指し、資源生産性は、一定量当たりの天然資源等投入量から生み出される実質国内総生産(実質GDP)を算出することによって、各産業がより少ない天然資源で生産活動を向上させているかや、人々の生活がいかに物を有効に使っているかなど、より少ない天然資源でどれだけ大きな豊かさを生み出しているかを総合的に表す指標。なお、国際比較の際には、産業構造の違い等にも留意が必要。</p> <p>・入口側の循環利用率＝循環利用量/(天然資源等投入量＋循環利用量) 入口側の循環利用率とは、経済社会に投入されるものの全体量のうち、循環利用量(再使用・再生利用量)の占める割合を表す指標。</p> <p>・出口側の循環利用率＝循環利用量/廃棄物等発生量 出口側の循環利用率とは、廃棄物等の発生量のうち、循環利用量(再使用・再生利用量)の占める割合を表す指標。</p> <p>・最終処分量 廃棄物の埋立量。廃棄物の最終処分場の確保という課題に直結した指標。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本税制の活用により、自動車リサイクル法に基づく適正処理が促進され、自動車の不法投棄発生件数の削減に寄与した。</p> <p><車両不法投棄台数> 平成28年度 597台 平成29年度 599台 平成30年度 520台 令和元年度 511台 令和2年度 560台 (出展:産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会 自動車リサイクルWG 中央環境審議会循環型社会部会 自動車リサイクル専門委員会 合同会議資料等)</p>	指標	数値目標	目標年次	資源生産性	約49万円/トン	令和7年度	入口側の循環利用率	約18%	令和7年度	出口側の循環利用率	約47%	令和7年度	最終処分量	約1,300万トン	令和7年度
指標	数値目標	目標年次															
資源生産性	約49万円/トン	令和7年度															
入口側の循環利用率	約18%	令和7年度															
出口側の循環利用率	約47%	令和7年度															
最終処分量	約1,300万トン	令和7年度															
	⑤ 税収減を是認する理由等	<p>本税制に基づき、自動車所有者は、引取業者に使用済自動車を引き渡すことで、自動車重量税が車検の有効期間に応じた還付されることになる。仮に、引取業者に使用済自動車が引き渡されない場合、不法投棄などを誘発する要因となる可能性があることから、自動車所有者に対するインセンティブ措置として政策的な目的で本税制を措置して</p>															

			いる。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	自動車リサイクル法に基づき適正処理された使用済自動車は、二度と公道を走行することが無いため、権利創設税としての性質を有する自動車重量税を還付することは公平であり妥当。 また、本法に基づき、該当する自動車の所有者に対して講じられる措置であり、特定の業種に対して優遇されるものでは無いため、公平性は保たれている。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置は無い
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方公共団体への影響は無い
11	有識者の見解		特に無し
12	評価結果の反映の方向性		特に無し
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 28 年 8 月

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	青色申告特別控除	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	所得税: 外
		② 上記以外の税目	—
3	内容	《制度の概要》 不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者がこれらの所得に係る取引の内容を正規の簿記の原則に従い記録し、その帳簿書類に基づいて作成された貸借対照表、損益計算書等を添付した確定申告書をその提出期限までに提出した場合には、不動産所得の金額又は事業所得の金額から 55 万円の特別控除が認められる(そのうち、電子申告又は電子帳簿保存を行う場合については、65 万円の特別控除が認められる)。その他の青色申告者については、10 万円の特別控除が認められている。	
		《関係条項》 租税特別措置法第 25 の 2	
4	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課	
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和 3 年 8 月 分析対象期間: 平成 29 年度～令和 2 年度	
6	創設年度及び改正経緯	平成 4 年度(平成 5 年分所得から適用) 平成 10 年度(控除額を 45 万円に引上。平成 10 年分の所得から適用) 平成 12 年度(控除額を 55 万円に引上。平成 12 年分の所得から適用) 平成 16 年度(控除額を 65 万円に引上。平成 17 年分の所得から適用) 平成 30 年度(控除額を 55 万円に引下、電子申告又は電子帳簿保存を行うと控除額は引き続き 65 万円。令和 2 年分の所得から適用)	
7	適用期間	恒久措置	
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業の経営革新・創業等を促進し、中小企業の活性化・健全な発展を図る。特に、個人事業主の記帳水準の向上を図ることにより、個人事業主の事業経営の基盤整備と経営の健全化を推進する。 《政策目的の根拠》 青色申告制度は、昭和 22 年に採用された申告納税制度が適正に機能するよう、正確な記帳による正確な申告を奨励するため、シャウプ勧告を受けて、昭和 25 年に創設。シャウプ勧告では、「納税者が帳簿をもち、正確に記帳し、その正確な帳簿を税のために使用するよう奨励、援助するようあらゆる努力と工夫をしなければならない。」「教育と道具の提示だけでは恐らく不十分だろう。このような道具を納税者が利用するよう積極的に奨励する報酬を与えねばならない。」とされ、青

			<p>色事業主特別経費準備金制度を創設、昭和 47 年税制改正において、更なる普及を図る観点からこれまでの準備金制度に代えて、青色申告控除制度創設。</p> <p>その後、税制調査会の平成 3 年 12 月 19 日の「平成 4 年度の税制改正に関する答申」において、「適正・公平な課税の推進のためには、適正な記帳慣行を確立し申告納税制度の実を上げていくことが喫緊の課題であり、青色申告制度に係る施策は、このような観点から今後とも重要である」とされたことを受け、平成 4 年度税制改正においてこれまでの青色申告控除制度に代えて創設(平成 5 年分の所得税から適用)。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>中小企業・地域経済 事業環境整備</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>個人事業主に係る事業環境整備を行い、経営の健全化を図るため、青色申告制度を通じて、個人事業主が日々の取引の記帳や管理などを行うことにより自らの経営実態を適正に把握することを推進する。</p> <p>青色申告の割合が、所得 300 万円超の個人事業主については 80% 以上、所得 300 万円以下の個人事業主については 60% 以上となることを達成目標とする。</p> <p>なお、記帳水準の一層の向上が図られるべく、従業員数が 5 名以下の小規模な個人事業主については、正規の簿記(複式簿記)による記帳を行う割合が 50% 以上、6 名以上の個人事業主については 70% 以上となることを併せて達成目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本制度の創設により、青色申告制度を利用する事業者は半数を超えることとなった(平成 5 年:49.8%→令和元年:63%。なお、青色申告制度創設時<昭和 25 年>は 4%程度)。</p> <p>しかしながら、依然として目標数値には達成していないため、引き続き本制度を維持していく必要がある。</p>
9	有効性等	① 適用数	<p>全ての青色申告者(約 235 万事業者、令和元年度※)が適用対象となっており、偏頗なき制度となっている。</p> <p>(単位:千人)</p> <p>平成 27 年度 2,450 平成 28 年度 2,513 平成 29 年度 2,541 平成 30 年度 2,560 令和元年度 2,570</p> <p>(※出典:国税庁「申告所得標本調査」)</p>
		② 適用額	<p>平成 27 年度 5,900 億円 平成 28 年度 6,050 億円 平成 29 年度 6,400 億円 平成 30 年度 6,750 億円 令和元年度 7,150 億円</p>

		<p>※所得税率を、令和元年度調査における青色申告制度を利用する事業所得者の中央値が含まれる所得区分である300万円超400万円以下の中央に位置する350万円の所得額に適用される税率である20%と仮定し減収額を元に推計。</p> <p>(出典:財務省試算を元に中小企業庁試算)</p>																												
③	減収額	<p>平成27年度 1,180億円 平成28年度 1,210億円 平成29年度 1,280億円 平成30年度 1,350億円 令和元年度 1,430億円</p> <p>(出所:財務省試算)</p>																												
④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 平成5年の制度創設以降、青色申告者の比率が徐々に上昇しており、記帳水準の向上に対する効果が客観的に確認されている。</p> <p>①所得階級300万円以下の個人事業主の青色申告割合</p> <table> <tr><td>平成5年</td><td>42.4%</td></tr> <tr><td>平成10年</td><td>46.7%</td></tr> <tr><td>平成12年</td><td>46.4%</td></tr> <tr><td>平成17年</td><td>47.8%</td></tr> <tr><td>平成21年</td><td>47.7%(※事業所得者の青色申告割合)</td></tr> <tr><td>平成26年</td><td>49.9%</td></tr> <tr><td>令和元年</td><td>52.7%</td></tr> </table> <p>②所得階級300万円超の個人事業主の青色申告割合</p> <table> <tr><td>平成5年</td><td>60.8%</td></tr> <tr><td>平成10年</td><td>62.4%</td></tr> <tr><td>平成12年</td><td>63.8%</td></tr> <tr><td>平成17年</td><td>67.2%</td></tr> <tr><td>平成21年</td><td>71.9%(※事業所得者の青色申告割合)</td></tr> <tr><td>平成26年</td><td>73.6%</td></tr> <tr><td>令和元年</td><td>76.5%</td></tr> </table> <p>※平成21年度からは、統計集計方法の変更(平成20年度から)に伴い、営業等所得者ではなく、事業所得者の青色申告割合を算出。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>個人の営業等所得者の青色申告者割合を見ると、昭和25年に青色申告制度が創設されて以降、昭和50年までは順調に増加(4%→53%)していたものの、昭和50年から青色申告特別控除が創設された平成5年までの間に、その割合は減少した(53%→50%)。</p> <p>この点、本制度の創設により、その割合が増加基調となり、令和元年には、63%まで増加した。本制度の創設により、青色申告割合が増加していることから、本制度の有効性が確認できる。</p>	平成5年	42.4%	平成10年	46.7%	平成12年	46.4%	平成17年	47.8%	平成21年	47.7%(※事業所得者の青色申告割合)	平成26年	49.9%	令和元年	52.7%	平成5年	60.8%	平成10年	62.4%	平成12年	63.8%	平成17年	67.2%	平成21年	71.9%(※事業所得者の青色申告割合)	平成26年	73.6%	令和元年	76.5%
平成5年	42.4%																													
平成10年	46.7%																													
平成12年	46.4%																													
平成17年	47.8%																													
平成21年	47.7%(※事業所得者の青色申告割合)																													
平成26年	49.9%																													
令和元年	52.7%																													
平成5年	60.8%																													
平成10年	62.4%																													
平成12年	63.8%																													
平成17年	67.2%																													
平成21年	71.9%(※事業所得者の青色申告割合)																													
平成26年	73.6%																													
令和元年	76.5%																													

		⑤ 税収減を是認する理由等	平成4年の制度の創設以降、青色申告者割合は増加を続け(平成5年:50%→令和元年:63%。なお、青色申告制度創設時<昭和25年>は4%程度)、中小企業における適正な記帳慣行の確立しつつある。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>中小企業の多くを占める個人事業主(約380万の中小企業者の内、約200万が個人事業主(2021年版中小企業白書))にとって、自らの経営実態を適正に把握し、経営の健全化を図ることが必要かつ重要である。</p> <p>そのため、正規の簿記の原則に従い記録し、その帳簿書類に基づいて作成された貸借対照表、損益計算書等を確定申告書に添付させる「青色申告」の一層の普及・活用に一定のインセンティブを付与することは、政策目的を達成するための政策手段としての的確である。</p> <p>また、本特例は、個人事業者が自らの経営実態を適正に把握する上で不可欠となる個人事業主の記帳水準の向上に直結すると共に、中小企業における適正な記帳慣行の確立、引いては申告納税制度の実を挙げることに繋がるため、課税の公平原則に照らし、課税の適正・公正を確保するための必要最小限の特例措置と言える。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>青色申告に与えられる特典には種々のものがあり、①青色申告に対する更正は、推計によって行うことはできず、その帳簿書類を調査し、その調査により所得金額の計算に誤りがあると認められる場合に限ってすることができ、その場合には更正通知書に更正の理由を附記しなければならない(所得税法155条1項・2項、法人税法130条1項・2項)、②所得税法・法人税法及び租税特別措置法の規定の多くは、青色申告の場合に限って適用される、③青色申告と白色申告を通じて適用される措置についても、事業専従者控除の金額など青色申告者により多くの利益が与えられる、等といった措置が存在する。</p> <p>本特例は、青色申告者に与えられる特典の1つであるが、これらが相俟って青色申告を普及し、申告納税制度の発展に寄与しているものであり、また、①は租税確定手続面、②は法条の適用要件、③は事業専従者に係る特例であることから、青色申告者の所得控除である本特例とは役割を異にするものである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		制度の維持・拡充等。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成28年

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区に係る軽減税率
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	鉱区税
		② 上記以外の税目	-
3	内容		《制度の概要》 石油又は天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区についての鉱区税の税率を、通常の税率の2/3とする。
			《関係条項》 地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)第180条第2項
4	担当部局		資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油・天然ガス課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和3年8月 分析対象期間: 平成27～令和元年度
6	創設年度及び改正経緯		創設年度: 昭和41年度
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 エネルギーの安定供給確保、海洋エネルギー資源開発の強化
			《政策目的の根拠》 ○「エネルギー基本計画」(平成30年7月3日閣議決定) 第2章 2030年に向けた基本的な方針と政策対応 第1節 基本的な方針 2. “多層化・多様化した柔軟なエネルギー需給構造”の構築と政策の方向 (5) 海外の情勢変化の影響を最小化するための国産エネルギー等の開発・導入の促進による自給率の改善 我が国は、海外からの資源に対する依存度が高く、資源調達における交渉力の限界等の課題や、資源国やシーレーンにおける情勢変化の影響などを背景として、供給不安に直面するリスクを常に抱えており、エネルギー安全保障の確保は、我が国が抱える大きな課題であり続けている。・・・ また、こうした中で、例えば、海外の資源権益の獲得も含めて、石油・天然ガスや石炭における自主開発比率(輸入量及び国内生産量に占める、我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量の

		<p>割合)の目標などを必要に応じて設定することは有効である。…</p> <p>第2節 2030年に向けた政策対応</p> <p>1. 資源確保の推進</p> <p>(4)国内の海洋等におけるエネルギー・鉱物資源の開発の促進</p> <p>世界で第6位の広さを誇る我が国の管轄海域内には、海洋由来のエネルギー・鉱物資源の賦存が確認されている。これらの国産資源の開発が進めば、地政学リスクに左右されず安定的なエネルギー・鉱物資源の供給が可能となることから、国内資源開発の推進は、エネルギー安全保障の観点から引き続き重要である。…</p> <p>①メタンハイドレート</p> <p>日本周辺海域に相当量の賦存が期待されるメタンハイドレートについて、我が国のエネルギー安定供給に資する重要なエネルギー資源として、2023年から2027年の間に、民間企業が主導する商業化に向けたプロジェクトが開始されることを目指して、技術開発を行う。主に太平洋側で存在が確認されている砂層型メタンハイドレートについては、2013年3月に、国立研究開発法人海洋研究開発機構が有する地球深部探査船「ちきゅう」を活用して、世界で初めて海域において減圧法によるガス生産実験を実施し、2017年4月から6月にかけて第2回試験を実施した。引き続き、これまでの研究成果を適切に評価した上で、長期間の安定生産を実現するための生産技術の確立、経済性を担保するための資源量の把握、商業化を睨んだ複数坑井での生産システムの開発等について取り組む。また、日本海を中心に存在が確認されている表層型メタンハイドレートについては、資源量把握に向けて2013年度以降、3年間で、必要となる広域的な分布調査等を行った。現在、回収・生産技術の調査研究に着手しており、広く技術的な可能性に機会を与えながら、有望な手法が見つかった場合には研究対象を絞り込み、商業化に向けた更なる技術開発を推進する。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	5. エネルギー・環境 5-1 資源・燃料
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2030年までに国産を含む石油及び天然ガスを合わせた自主開発比率を40%以上に引き上げる。(後掲のとおり、令和元年度の比率は、34.7%) <p>【エネルギー基本計画(平成30年7月)】</p> <p>(租税特別措置等による達成目標に係る測定指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内の探鉱開発活動・生産量を維持・最大化させる。

			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本分析対象期間における自主開発比率(後掲)のうち、国内生産量が占める部分は、約3パーセントポイント相当であり、近年は低減傾向である。ただし、国産資源は最も安定的なエネルギー源であって、その生産可能量を最大化させることは我が国のエネルギー安全保障に直結するものである。本措置により、開発事業者は、探鉱、開発、操業、生産量増進投資などに減税分を充てることが可能となり、国内生産量の維持・最大化に資する(本措置がなければ、減産が更に進行しかねない。)</p>
9	有効性等	① 適用数	<p>石油・天然ガス課税対象鉱区件数(面積)</p> <p>(試掘鉱区)</p> <p>平成 27 年度 623 件(193,242 百アール)</p> <p>平成 28 年度 723 件(227,008 百アール)</p> <p>平成 29 年度 653 件(203,262 百アール)</p> <p>平成 30 年度 508 件(181,351 百アール)</p> <p>令和 元年度 567 件(186,754 百アール)</p> <p>(採掘鉱区)</p> <p>平成 27 年度 1,676 件(401,926 百アール)</p> <p>平成 28 年度 1,674 件(407,225 百アール)</p> <p>平成 29 年度 1,654 件(407,225 百アール)</p> <p>平成 30 年度 1,617 件(396,141 百アール)</p> <p>令和 元年度 1,493 件(379,612 百アール)</p> <p>【出典:「道府県税の課税状況等に関する調(総務省)」】</p> <p>本租税特別措置が適用され得る鉱区は、我が国の鉱区のうち、石油・天然ガスのポテンシャルがある鉱区である。石油・天然ガスのポテンシャルがある鉱区として企業側が鉱業権の申請を行い、鉱業権が設定された場合に鉱区税が発生するものであり、石油・天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区に係る鉱区税はすべて本外税特別措置が活用されている。したがって、本租税特別措置等が適用され得る鉱区の全体数からみて想定外に僅少ではない。</p> <p>また、国内において石油・天然ガスの探鉱・開発を行う場合にはすべてからく適用対象となっているため、鉱業を営む者に幅広く活用されており、想定外に特定の者に偏っているということはない。</p>
		② 適用額	<p>石油・天然ガス鉱区の減税額</p> <p>(試掘鉱区)</p> <p>平成 27 年度 13 百万円</p> <p>平成 28 年度 15 百万円</p> <p>平成 29 年度 14 百万円</p>

		<p>平成 30 年度 10 百万円 令和 元年度 11 百万円</p> <p>(採掘鉱区) 平成 27 年度 54 百万円 平成 28 年度 54 百万円 平成 29 年度 54 百万円 平成 30 年度 53 百万円 令和 元年度 51 百万円</p> <p>【出典:「道府県税の課税状況等に関する調(総務省)」から算出】</p>
③	減収額	<p>石油・天然ガス鉱区の減税額</p> <p>(試掘鉱区) 平成 27 年度 13 百万円 平成 28 年度 15 百万円 平成 29 年度 14 百万円 平成 30 年度 10 百万円 令和 元年度 11 百万円</p> <p>(採掘鉱区) 平成 27 年度 54 百万円 平成 28 年度 54 百万円 平成 29 年度 54 百万円 平成 30 年度 53 百万円 令和 元年度 51 百万円</p> <p>【出典:「道府県税の課税状況等に関する調(総務省)」から算出】</p>
④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成 27 年度～令和元年度) ○国産を含む石油及び天然ガスを合わせた自主開発比率 平成 27 年度: 27.2% 平成 28 年度: 27.4% 平成 29 年度: 26.6% 平成 30 年度: 29.4% 令和元 年度: 34.7% (達成率:86.8%)</p> <p>※算定式 自主開発比率(石油・天然ガス)=(我が国企業の権益下にある原油・天然ガスの引取量+国内生産量)÷(原油・天然ガスの輸入量+国内生産量)</p> <p>民間企業の石油・天然ガスの試掘鉱区、採掘鉱区について本軽減措置を適用。</p>

- 令和元年度固定資産税の課税標準額は、減免前 189 百万円→減免後 126 百万円となり、納税額で 63 百万円の経費削減効果。
- | | | |
|-------|------|-------------|
| 国内生産量 | 原油 | 9 千 b/d |
| | 天然ガス | 2,524 百万 m3 |
- 企業探鉱実績(試掘本数) 0 本
- 平成 30 年度固定資産税の課税標準額は、減免前 190 百万円→減免後 127 百万円となり、納税額で 63 百万円の経費削減効果。
- | | | |
|-------|------|-------------|
| 国内生産量 | 原油 | 8.5 千 b/d |
| | 天然ガス | 2,706 百万 m3 |
- 企業探鉱実績(試掘本数) 4 本
- 平成 29 年度固定資産税の課税標準額は、減免前 203 百万円→減免後 135 百万円となり、納税額で 67 百万円の経費削減効果。
- | | | |
|-------|------|-------------|
| 国内生産量 | 原油 | 9.6 千 b/d |
| | 天然ガス | 3,007 百万 m3 |
- 企業探鉱実績(試掘本数) 4 本
- 平成 28 年度固定資産税の課税標準額は、減免前 206 百万円→減免後 137 百万円となり、納税額で 69 百万円の経費削減効果。
- | | | |
|-------|------|-------------|
| 国内生産量 | 原油 | 9.4 千 b/d |
| | 天然ガス | 2,754 百万 m3 |
- 企業探鉱実績(試掘本数) 1 本
- 平成 27 年度固定資産税の課税標準額は、減免前 199 百万円→減免後 132 百万円となり、納税額で 67 百万円の経費削減効果。
- | | | |
|-------|------|-------------|
| 国内生産量 | 原油 | 10.2 千 b/d |
| | 天然ガス | 2,734 百万 m3 |
- 企業探鉱実績(試掘本数) 2 本

【出典:「令和2年版天然ガス資料年報(天然ガス鉱業会)」】

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

本措置により実現しようとする政策目的は、エネルギーの安定供給確保、海洋エネルギー資源開発の強化であり、達成目標は 2030 年までに自主開発比率を 40%以上に引き上げることである。

国内生産を担う開発事業者が適用を受けられる本措置は、開発事業者が探鉱、開発、操業、生産量増進投資などに減税分を充てることが可能となり、測定指標である「国内の探鉱開発活動・生産量を維持・最大化させる。」ことに効果があったといえる。

		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成27～令和元年度)</p> <p>本分析対象期間における自主開発比率のうち、国内生産量が占める部分は、約3パーセントポイント相当であり、近年は低減傾向である。ただし、国産資源は最も安定的なエネルギー源であって、その生産可能量を最大化させることは我が国のエネルギー安全保障に直結するものである。本措置により、開発事業者は、探鉱、開発、操業、生産量増進投資などに減税分を充てることが可能となり、国内生産量の維持・最大化に資する(本措置が無ければ、減産が更に進行しかねない。)(再掲)</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	面積あたりの税額設定であるため、面的な広がりをもって賦存する石油・天然ガスの特殊性から、他の鉱物の税額から軽減措置を行うことにより、税負担の公平性が確保され、石油・天然ガスの探鉱開発活動促進がはかれる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>国内の石油・天然ガス資源を確保するため、リスクが高い探鉱段階の支援措置としては、国が先導的に実施するボーリング調査がある。また、開発・生産設備等の整備段階の支援措置としては、開発事業者がそれらの整備のために民間金融機関から借入を行う際に、国から民間金融機関へ利子補給を行うことで開発事業者の借入条件を緩和する制度がある。</p> <p>本措置は、開発事業者による生産段階の収支改善に資するもの。以上のような支援措置をステージ毎に講じることにより、我が国の国産資源の探鉱・開発・生産を総合的に促進することとしている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	民間企業が開発・生産拠点を置くことで、地方公共団体にも経済的波及効果が見込まれると考えられる。また、当該民間企業が周辺地域にガスを供給することにより、地域のエネルギーの安定供給の確保が図られることとなる。
11	有識者の見解		
12	評価結果の反映の方向性		今後、我が国周辺海域における石油・天然ガスのポテンシャルが注目されるところ、本措置を継続することは、民間事業者による我が国周辺海域における探鉱・開発を促進することが我が国のエネルギーの安定供給確保の観点から重要であり、引き続き措置することが必要である。

13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成28年8月

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		先物取引の差金等決裁に係る損失の繰越控除
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	所得税:外、個人住民税:外
		② 上記以外の税目	—
3	内容		《制度の概要》 先物取引(商品先物取引、金融商品先物取引等)における差金等決済をした場合であって、純損失が生じている場合は、それについて3年間の繰越を可能とする。
			《関係条項》 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の15
4	担当部局		経済産業省商務・サービスグループ商品市場整備室
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和3年8月 分析対象期間:平成28年度～令和2年度
6	創設年度及び改正経緯		平成15年創設
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 消費者が商品・サービスを安心して取引できる市場環境を整備することにより、個人投資家の参入を促し、商品価格形成機能やリスクヘッジ機能等の本来商品先物市場が有する機能を強化し、国民経済の健全な発展を達成する。
			《政策目的の根拠》 ○日本再興戦略 2016(平成28年6月2日閣議決定)(抜粋) II 生産性革命を実現する規制制度改革 2-2. 活力ある金融・資本市場の実現 (1)新たに講ずべき具体的施策 i)成長資金の供給に資するポートフォリオ・リバランスの促進と市場環境の整備等 ⑤金融資本市場の利便性向上と活性化 ・市場参加者の利便性の向上や日本の取引所の国際競争力の強化といった観点から、引き続き、総合取引所を可及的速やかに実現するとともに、電力先物・LNG先物の円滑な上場を確保するよう、積極的に取り組む。

		② 政策体系における政策目的の位置付け	生活安全 商取引安全
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>商品先物市場は、リスクヘッジ機能や公正な価格形成機能等の機能を有する産業インフラであり、産業政策的意義を有する。一方で、個人投資家の資産運用の場としての側面も有している。</p> <p>個人投資家にとっては、商品先物取引、金融先物取引も資産形成のための投資対象であることには変わりなく、個人投資家の資産運用の場の選択にあたり、金融先物取引等の他制度との比較において税負担の公平、中立性を確保することによって、個人投資家が商品先物市場に、より投資しやすい環境を整備することが必要である。こうした環境整備により、個人投資家からの資金がより流入するような流動性に富んだ商品先物市場の形成が可能となり、本来、商品先物市場が有する機能を十分に発揮することができるようになる。</p> <p>個人投資家にとって資産運用の場の選択の際における税負担の公平、中立性を確保することにより、個人投資家の商品先物市場への参入を促す。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置により、個人投資家にとって資産運用の場の選択の際に税負担の公平、中立性が保たれることとなり、個人投資家から商品先物市場へ資金が流入しやすくなることから、市場の流動性が高まり、もって商品先物市場の有するリスクヘッジ機能、公正な価格形成機能等の機能が十分に発揮されることに寄与する。</p>
9	有効性等	① 適用数	<p>適用数試算</p> <p>平成 28 年度 3.1 万人</p> <p>平成 29 年度 2.4 万人</p> <p>平成 30 年度 3.1 万人</p> <p>平成 31 年度 3.4 万人</p> <p>令和 2 年度 0.7 万人</p> <p>(出典:農林水産省・経済産業省「商品先物取引に関する委託者等の実態調査」から推計)</p>
		② 適用額	<p>適用額試算</p> <p>平成 28 年度 143 億円</p> <p>平成 29 年度 107 億円</p> <p>平成 30 年度 65 億円</p> <p>平成 31 年度 17 億円</p> <p>令和 2 年度 50 億円</p> <p>(出典:農林水産省・経済産業省「商品先物取引に関する委託者等の実態調査」から推計)</p>

③ 減収額

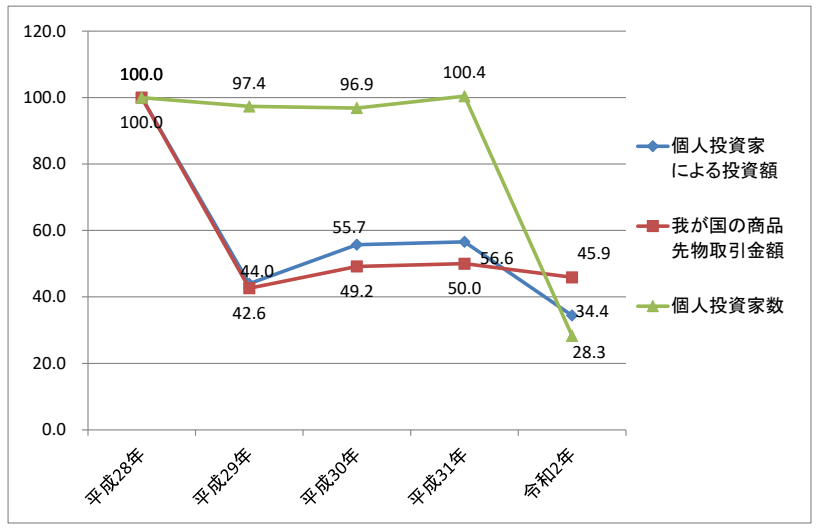
減収額試算
 平成 28 年度 21 億円
 平成 29 年度 16 億円
 平成 30 年度 10 億円
 平成 31 年度 3 億円
 令和 2 年度 7 億円
 (出典:農林水産省・経済産業省「商品先物取引に関する委託者等の実態調査」から推計)

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》
 個人投資家による投資額は、対平成 28 年比で減少しているものの、一定の水準を維持している。

	個人投資家数(人)	対平成28年比	個人投資家による投資額(兆円)	対平成28年比	我が国の商品先物取引金額(兆円)	対平成28年比
平成28年	75,564	100.0	33	100.0	122	100.0
平成29年	73,567	97.4	15	44.0	52	42.6
平成30年	73,208	96.9	19	55.7	60	49.2
平成31年	75,894	100.4	19	56.6	61	50.0
令和2年	21,388	28.3	11	34.4	56	45.9

【商品先物市場における個人投資家数、個人投資家の投資額、商品先物取引金額の対平成 28 年比】



《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》
 9③の減収額の記載にあるとおり、平成 28 年～令和 2 年の 5 年間で 57 億円の税負担が軽減されている。

		⑤ 税収減を是認する理由等	本制度により、個人投資家が商品先物市場に投資しやすい環境が整備され、個人投資家から商品先物市場へ資金が流入することによって、リスクヘッジ機能や公正な価格形成機能等が保たれている。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	個人投資家の資産運用の場の選択の際の税負担の公平、中立性の確保を目的としているところであり、当該目的の達成のためには、幅広く投資家が利用できる本税制措置により行うことが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		引き続き本税制措置の実施により、消費者が安心して取引できる市場環境を整備する。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 28 年 8 月

先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除減収額試算及び適用数試算

1. 措置の減収額試算及び適用数試算

本措置に係る減収額試算及び適用数試算は以下のとおり。

	減収額試算 (国税)	減収額試算 (地方税)	適用額試算	適用数試算
平成 28 年度	21 億円	7 億円	143 億円	3.1 万人
平成 29 年度	16 億円	5 億円	107 億円	2.4 万人
平成 30 年度	10 億円	3 億円	65 億円	3.1 万人
平成 31 年度	3 億円	1 億円	17 億円	3.4 万人
令和 2 年度	7 億円	2 億円	50 億円	0.7 万人

2. 令和 2 年度における減収額試算、適用額の根拠

令和 2 年度における減収額試算（国税・地方税）の根拠は以下のとおり。試算の考え方は、当該年の利益総額から、そのうち過去 3 年間に損失繰越控除の対象となる損失がなかった場合の利益総額を差し引いて損失繰越控除の対象利益額を算出し、確定申告者割合を乗じた後、税率を乗じて減税額を算出している。なお、その他の各年度においても同様の試算方法により試算している。

① 個人委託者数（アンケート調査※） 2.14 万人

※ アンケート調査：農林水産省・経済産業省「商品先物取引に関する委託者等の実態調査」、以下同じ。

② 当該年度の利益者数（アンケート調査から推計） 0.85 万人

①複数年度にわたる個人委託者数 2.14 万人 × 当該年度の利益者割合 39.7%
（アンケート調査） \div 0.85 万人

③ 当該年度の利益総額（アンケート調査から推計） 226.4 億円

②当該年度の利益者数 0.85 万人 × 当該年度の平均利益額 266.3 万円（アンケート調査） \div 226.4 億円

④ 損失繰越控除の適用対象利益額（アンケート調査から推計） 172.5 億円

③当該年度の利益総額 226.4 億円 - 226.4 億円のうち、過去 3 年間に繰越控除の対象となる損失がなかった場合の利益総額 53.9 億円（アンケート調査から推計） $=$ 172.5 億円

⑤ 損失繰越控除の適用額（アンケート調査から推計） 108.8 億円

④損失繰越控除の適用対象利益額 172.5 億円 × 確定申告者割合 28.8%（日本商品先物振興協会実施のアンケート調査「金融所得一体課税消費員先物取引に与える影響に関する調査報告書」から推計） \div 49.6 億円

⑥国税減収額 ⑤納税免除適用額 49.6 億円 \times 0.15 \div 7.4 億円

⑦地方税減収額 ⑤納税免除適用額 49.6 億円 \times 0.05 \div 2.4 億円

3. 令和2年度における適用数試算の根拠

令和2年度における適用数試算の根拠は以下のとおり。なお、その他の各年度においても同様の試算方法により試算している。

- ① 当該年度の損失者数（日商協アンケート調査から推計） 0.7 万人
複数年度にわたる個人委託者数 1.53 万人 × 損失者割合 60.3%（アンケート調査） = 0.9 万人
- ② 適用者数 ①当該年度の損失者数 × 確定申告・損失申告割合 72.6%（アンケート調査） ÷ 0.7 万人

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		相続財産に係る株式をその発行した非上場会社に譲渡した場合のみ なし配当課税の特例
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	所得税:外
		② 上記以外の税目	
3	内容		《制度の概要》 相続又は遺贈により非上場株式を取得した個人が、相続開始の翌日から相続税の申告期限の翌日以降3年を経過する日までの間に、当該株式をその発行会社に譲渡した場合において、みなし配当相当額について配当課税とせず譲渡益課税とする。
			《関係条項》 租税特別措置法第9条の7
4	担当部局		中小企業庁財務課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和3年8月 分析対象期間:平成29年度～令和2年度
6	創設年度及び改正経緯		平成16年度 創設
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業者の事業の継続・発展を通じた雇用の確保や地域経済の活力維持を実現する。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法(昭和三十八年法律第一百五十四号) 第三節 経済的社会的環境の変化への適応の円滑化 第二十四条 4 国は、中小企業者の事業の再建、承継又は廃止の円滑化を図るため、事業の再生のための制度の整備、事業の承継のための制度の整備、小規模企業に関して実施する共済制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。 「中小企業憲章」(平成22年6月閣議決定) 2. 基本原則 五. セーフティーネットを整備し、中小企業の安心を確保する ・家族経営の持つ意義への意識を強め、また、事業承継を円滑化する。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 事業環境整備

		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>事業承継に際して事業活動の継続に支障を来している中小企業について、円滑な事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた雇用の確保や経済活性化を図る。</p> <p>具体的には、2025年までに70歳(平均引退年齢)を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人となり、うち約半数の127万(日本企業全体の1/3)が後継者未定。</p> <p>事業承継が進まない場合、中小企業・小規模事業者廃業の急増により、2025年までの累計で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われる可能性がある。</p> <p>本税制を含む事業承継支援策全体を通じて、廃業や、廃業に伴う雇用喪失を防ぐ。</p> <p>注)中小企業の経営資源集約化等に関する検討会(第1回)配付資料(令和2年11月)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例は、特例対象株式を相続により取得した者にとっては、発行会社への売却により相続税納税資金を確保することができる。また、後継者にとっては、相続人から第三者への売却に伴う経営権の分散を防止するとともに、株式の集約による機動的な意思決定が可能となる。</p> <p>これらの効果として、中小企業の事業継続・発展を通じた雇用の確保や経済活性化につながるものであるため、政策目的に寄与している。</p>																								
9	有効性等	① 適用数	<p>適切な税務統計データがないため租特の正確な適用実績は把握できないが、国税庁統計年報や中小企業庁アンケートに基づいて試算すると、以下のとおり適用件数は約3000件超で推移しており、着実に利用されていることが窺える。</p> <table border="1" data-bbox="598 1344 1396 1736"> <thead> <tr> <th></th> <th>①みなし配当課税の適用者数(人)</th> <th>②「特定同族会社の株式及び出資」の被相続人の数(人)</th> <th>③「特定同族会社の株式及び出資」の取得財産価額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>2,813</td> <td>12,330</td> <td>558,970</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>3,349</td> <td>14,679</td> <td>534,008</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>3,444</td> <td>15,092</td> <td>546,071</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>3,001</td> <td>13,154</td> <td>664,282</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>2,878</td> <td>12,613</td> <td>665,593</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所:①中小企業庁アンケート結果を基に推計、②③国税庁統計年報)</p> <p>※平成28年に中企庁が行った試算によると、「特定同族会社の株式及び出資」の被相続人の数の約16%が本税制を利用している。</p>		①みなし配当課税の適用者数(人)	②「特定同族会社の株式及び出資」の被相続人の数(人)	③「特定同族会社の株式及び出資」の取得財産価額(百万円)	H27	2,813	12,330	558,970	H28	3,349	14,679	534,008	H29	3,444	15,092	546,071	H30	3,001	13,154	664,282	R1	2,878	12,613	665,593
	①みなし配当課税の適用者数(人)	②「特定同族会社の株式及び出資」の被相続人の数(人)	③「特定同族会社の株式及び出資」の取得財産価額(百万円)																								
H27	2,813	12,330	558,970																								
H28	3,349	14,679	534,008																								
H29	3,444	15,092	546,071																								
H30	3,001	13,154	664,282																								
R1	2,878	12,613	665,593																								
		② 適用額	<p>平成27年 31,820百万円 平成28年 30,399百万円 平成29年 31,399百万円 平成30年 37,815百万円</p>																								

		<p>令和元年 37,889 百万円 (中小企業庁アンケート結果等を基に推計)</p> <p>※適用件数×特定同族会社の株式等の取得価額/(特定相続会社の株式等の被相続人の数×被相続人一人あたりの相続人の数の平均)×みなし配当割合(推計)</p>
③	減収額	<p>平成 27 年 9,546 百万円 平成 28 年 9,120 百万円 平成 29 年 9,326 百万円 平成 30 年 11,344 百万円 令和元年 11,367 百万円 (中小企業庁アンケート結果等を基に推計)</p> <p>※みなし配当課税: 最高税率 45%、株式譲渡益課税: 税率 15% ※適用額×税率(差: 30%)</p>
④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>本特例は、特例対象株式を相続により取得した者にとっては、発行会社への売却により相続税納税資金を確保することができる。また、後継者にとっては、相続人から第三者への売却に伴う経営権の分散を防止するとともに、株式の集約による機動的な意思決定が可能となる。</p> <p>これらの効果として、中小企業の事業継続・発展を通じた雇用の確保や経済活性化につながるものであるため、政策目的に寄与している。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本特例は事業承継の円滑な実施を目的とするものであり、本特例を含めた事業承継に関する各種支援策等により、特定同族会社の株式及び出資の被相続人の数が平成 26 年の 9,406 人から令和元年の 12,613 人に増加している。</p> <p>また、本特例による効果として、本税制措置による事業維持に係る効果(廃業防止に係る効果)によって、本税制措置が無かった場合と比べて年間 374 名の雇用維持・創出効果があるとの試算がある(注 1)(注 2)。</p> <p>(※当該試算は、平成 23 年度に中小企業庁から山田ビジネスコンサルティング(株)へ委託事業の一環として実施しているもの。)</p> <p>(注 1) 当該試算の分析対象は、平成 22 年度の利用者(相続人) 1, 161 人。</p> <p>(注 2) 中小企業の廃業率(中小企業白書 2010 年版)等のデータを用いて本税制措置が無かった場合における廃業社数を推定し、事業維持に係る効果(廃業防止効果)を測定。</p>
⑤	税収減を是認する理由等	<p>本特例には特例対象株式を相続により取得した者が相続税の納税が必要な場合において納税資金の確保を可能にすることにより円滑な事業承継を可能とする効果とともに、株式の集約化による機動的な経営を可能とするという効果が見込まれるものであり、本税制措置を是認する効果が認められる。</p> <p>本特例による経済波及効果については、事業維持に係る効果(廃業防止に係る効果)によって約 98 億円(注 3)の経済波及効果が生じるとの試算がある。</p> <p>(※上記試算は、平成 23 年度に中小企業庁から山田ビジネスコンサ</p>

			<p>ルティング(株)へ委託事業の一環として実施しているもの。)</p> <p>(注3)本税制措置による直接的な効果をベースとして、当該効果をもたらす経済波及効果について試算。具体的には、廃業防止効果によって防いだ企業の経済的資源(当該企業の売上高や雇用)の経済波及効果を測定。</p> <p>(注4)平成22年度の減収額(中小企業庁試算)</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本税制措置は、相続税負担によって事業活動に支障を来している中小企業にとって、納税資金の確保や経営権(株式)の分散を防止することによって、円滑な事業承継の実現を目的としている。実際に、令和3年に日本商工会議所が公表したアンケート結果によれば、事業承継を行う際の障害は、「譲渡の際の相続税・贈与税が高い」が約7割となっている(日本商工会議所「事業承継と事業再編・統合の実態に関するアンケート」)ことから、事業承継の際に相続税等の税負担の軽減を行うことは適切である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>事業承継円滑化のための総合的支援策として、下記の予算措置等を講じている。</p> <p><税制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例 ・非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例 ・個人の事業用資産についての相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例 <p><法律></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営承継円滑化法 <p>遺留分に関する民法特例 321件(令和3年3月末時点)</p> <p>金融支援 356件(令和3年3月末時点)</p> <p><予算措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業承継・世代交代集中支援事業(令和3年度当初予算(16.2億円)) ・事業承継・事業引継ぎ推進事業(令和2年度第3次補正予算(56.6億円)) ・事業承継総合支援事業(令和3年度当初予算 中小企業再生支援・事業承継総合支援事業 95.0億円の内数) <p>事業承継円滑化のための総合的支援策として、上記の予算措置等を講じている。このような総合的な支援を行うことにより、親族内承継・親族外承継、個人事業形態・会社形態、相続税負担の有無等にかかわらず、事業承継全般の支援が可能となる。</p>

		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		中小企業庁において開催した中小企業の経営資源集約化等に関する検討会の取りまとめ(令和3年4月)において、「我が国においては、中小企業の経営者の高齢化が年々進んでおり、事業承継への関心が高まっている。こうした中、事業承継の取組が活発化しつつあり、後継者不在率は改善傾向にあるが、依然としてその水準は高く、引き続き事業承継を推し進める必要がある」と指摘されている。
12	評価結果の反映の方向性		引き続き措置。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 28 年 6 月

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(鉱害防止事業基金)
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税:義 法人住民税、法人事業税:義(自動連動)
		② 上記以外の税目	所得税:外
3	内容		《制度の概要》 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第12条の規定に基づき産業保安監督部長が独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)の鉱害防止事業基金に拠出する額として通知した額について、事業者(採掘権者等)が拠出した場合に、その拠出額を損金算入の特例として認める制度。
			《関係条項》 租税特別措置法第28条第1項第4号、第66条の11第1項第4号、第68条の95
4	担当部局		産業保安グループ 鉱山・火薬類監理官付
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和3年8月 分析対象期間:平成28年度～令和2年度
6	創設年度及び改正経緯		平成4年度に制度創設
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 鉱山の特性に応じた保安上の措置を確実に実施することにより、鉱害の発生を防止する。 《政策目的の根拠》 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第1条
		② 政策体系における政策目的の位置付け	6. 保安・安全 6-1 産業保安
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 産業活動(採掘等)終了後における永続的な災害発生等の未然防止の観点から、休廃止鉱山における鉱害防止事業(排水(坑廃水)処理事業)について必要な対応策が確実に実施されるような環境を整備する。具体的には、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第12条第2項に基づき、産業保安監督部長が算定して採掘権者等に通知した額に対して100%の拠出を目標とする。

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 法による規制（金属鉱業等鉱害対策特別措置法第12条）と本制度による支援措置との相乗効果により、産業保安監督部長が算定して通知した額が確実に積み立てられることにより、閉山後の鉱害防止事業（坑廃水処理事業）が確実に実施される																																				
9	有効性等	① 適用数	各年度の拠出社数、拠出額及び基金残高は以下のとおり。 (金額の単位:百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>拠出社数</th> <th>拠出額</th> <th>運用益</th> <th>使用額</th> <th>基金残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>60</td> <td>54</td> <td>5,117</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>51</td> <td>44</td> <td>5,117</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>44</td> <td>38</td> <td>5,117</td> </tr> <tr> <td>H31(R1)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>38</td> <td>33</td> <td>5,117</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>34</td> <td>29</td> <td>5,117</td> </tr> </tbody> </table> (経済産業省調べ) 近年、制度の利用企業が少ないのは、基金を拠出する条件(坑廃水の水質・水量の安定)を満たす鉱山が少ないためである。	年度	拠出社数	拠出額	運用益	使用額	基金残高	H28	0	0	60	54	5,117	H29	0	0	51	44	5,117	H30	0	0	44	38	5,117	H31(R1)	0	0	38	33	5,117	R2	0	0	34	29	5,117
年度	拠出社数	拠出額	運用益	使用額	基金残高																																		
H28	0	0	60	54	5,117																																		
H29	0	0	51	44	5,117																																		
H30	0	0	44	38	5,117																																		
H31(R1)	0	0	38	33	5,117																																		
R2	0	0	34	29	5,117																																		
		② 適用額	28年度 0百万円 29年度 0百万円 30年度 0百万円 31年度 0百万円 令和2年度 0百万円 (経済産業省調べ)																																				
		③ 減収額	28年度 0百万円 29年度 0百万円 30年度 0百万円 31年度 0百万円 令和2年度 0百万円 (経済産業省調べ)																																				
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 閉山後の鉱害防止事業に要する費用として金属鉱業等鉱害対策特別措置法第12条第2項に基づく産業保安監督部長が算定して通知した額に対して、これまで100%採掘権者等が拠出を行っている。 直近では拠出実績がないものの、基金からの運用益を鉱害防止事業者に支払うことで、閉山後の鉱害防止事業(坑廃水処理事業)が確実に実施され、鉱害発生の未然防止が図られている。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第12条第2項に基づく産業保安監督部長が算定して通知した額に対してこれまで100%採掘権者等が拠出を行っており、直近では拠出実績がないが、当該基金からの運用益を鉱害防止義務者に支払うことにより必要な鉱害防止対策が確実に実施されている。今後も基金を拠出する条件を満たす鉱山への制度と																																				

			して、十分機能を果たすものと判断される。
		⑤ 税込減を是認する理由等	閉山後の鉱害防止事業(坑廃水処理事業)が基金創設によって、基金からの運用益を鉱害防止事業者に支払うことで鉱害防止事業が確実に実施され、鉱害発生未然防止が図られた。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	金属鉱業等の鉱山は、閉山後もカドミウム、砒素及び鉛など人の健康に係る被害を生ずるおそれのある有害な重金属を含む坑廃水を永続的に排出し、イタイタイ病などの鉱害問題を引き起こすおそれがある。このため、鉱害を防止するために、企業等に対し、収益の発生しない閉山後も鉱害防止事業に必要な資金を確保させて、閉山後も永続的に坑廃水処理などの鉱害防止事業を実施させる必要がある。本事業を確実に実施する資金を確保するためにも、税制面での負担軽減措置が必要である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>○休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金： 倒産等により事業者が存在しない休廃止鉱山の鉱害防止事業を地方自治体の実施する場合や、鉱山の開発前からの汚染(自然汚染)や事業者が自ら実施した事業に起因しない人為汚染等の坑廃水処理を実施する場合に、その費用の一部を補助する制度。 上記の措置は、採掘権者等が存在しない休廃止鉱山や開発前の汚染、及び事業者自らが実施した事業に起因しない汚染等に対する鉱害防止事業を対象としており、支援の対象となる範囲が異なっている。</p> <p>○金属鉱業等鉱害防止準備金【措 20 条、措 55 条の 5、措 68 条の 44】 鉱山施設(坑道及び集積場)の使用終了後の鉱害防止工事を確実に実施するため、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 7 条第 1 項の規定に基づき、産業保安監督部長が JOGMEC の鉱害防止積立金の積立額として通知した額について、鉱山の採掘権者等が積立てを行った場合には、その積立額の 60%(令和 3 年時点)*相当額を損金算入することができる。 当該積立金により鉱山施設の鉱害防止工事を行った後にも、さらに坑廃水が出続ける場合があり、その処理費用を基金の運用益で賄うのが本制度である。</p>

			<p>以上のように上記の2制度とは、支援対象の範囲が異なる。本制度は、本来坑廃水処理を行うべき義務者に坑廃水処理の継続を確実に実施させることが目的である。</p> <p>※金属鉱業等鉱害防止準備金は令和元年度で廃止。経過措置期間中、令和2年度から毎年10%ずつ低減し、令和8年度末を持って経過措置終了。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>鉱害防止事業基金への拠出が行われず、鉱害防止義務を負う鉱山会社の倒産等により鉱害防止義務者が不存在化した場合、前述の休廃止鉱山鉱害防止工事費補助金制度を利用しつつ地方公共団体が地方自治法等に基づき鉱害防止事業を行うこととなるが、本支援措置により、休廃止鉱山鉱害防止工事費補助金制度の利用を極力回避することが可能となる。</p>
11	有識者の見解		<p>(参考)金属鉱業等鉱害対策特別措置法第6条</p> <p>国は、採掘権者又は租鉱権者が鉱害防止事業計画に基づいて鉱害防止事業を実施するのに必要な資金の確保又はその融通のあっせんに努めるものとする。</p>
12	評価結果の反映の方向性		<p>採掘終了後における永続的な鉱害防止事業(坑廃水処理事業)の確実な実施が図られる環境の整備を通じて、鉱害の発生が防止された。近年、制度の利用企業数が少ないが、基金を拠出する条件を満たす鉱山が一時的に少ないためであり、今後、新たに基金を拠出する鉱山もあるため、引き続き当該支援措置を維持していくことが必要。</p>
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成28年9月

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(商品先物取引法に基づく委託者保護基金)
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税:義、法人住民税:義、事業税:義、所得税:外、個人住民税:外
		② 上記以外の税目	—
3	内容		《制度の概要》 商品先物取引業者が破綻し、委託者に対する資産の返還ができない場合に、委託者保護基金はこれを補填する、ペイオフのための財源として委託者保護資金制度を設けている。この制度の財源の維持・充実を図るため、会員である商品先物取引業者が納付する負担金の損金算入を可能とする。
			《関係条項》 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条第1項第4号
4	担当部局		経済産業省商務・サービスグループ商品市場整備室
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和3年8月 分析対象期間:平成28年度～令和2年度
6	創設年度及び改正経緯		平成22年創設 平成25年度税制改正において、改正金商法に対応するため租税特別措置法施行令第39条の22を改正。
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 消費者が商品・サービスを安心して取引できる市場環境を整備することにより、消費者の財産を保護するとともに、国民経済の健全な発展を達成する。
			《政策目的の根拠》 ＜商品先物取引法＞ (目的) 第二百七十条 委託者保護基金は、第三百六条第一項の規定による一般委託者に対する支払その他の業務を行うことにより委託者の保護を図り、もつて商品市場に対する信頼性を維持することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	生活安全 商取引安全
	③ 達成目標及びその実現による寄与		《租税特別措置等により達成しようとする目標》 適正な取引秩序に基づき市場の発展、委託者が安心して参加できる市場の実現を図る。特に、最近の商品先物取引業者の経営状況の悪化等を背景として、商品先物取引業者の破綻が増加していることから、

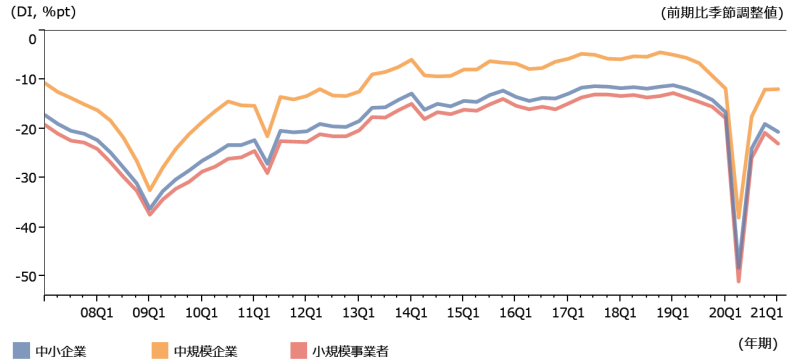
			<p>ペイオフの際に的確な対応を行い、適正な取引秩序に基づく市場の発展、委託者が安心して参加できる市場の実現を図る。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 消費者が安心して取引できる市場環境を整備するためには、商品先物取引業者の破綻に際して委託者資産の確実な返還を果たすことが重要である。委託者資産の確実な返還を担保する委託者保護基金の維持・充実を図るためには、商品先物取引業者が納付する法定の義務負担である負担金について損金の算入が必要であり、これは委託者が安心して参加できる市場の実現に寄与する。</p>
9	有効性等	① 適用数	措置創設以降、ペイオフの実績がないため、商品先物取引業者の基金への負担金の実績はない。現在の、委託者保護資金の額は、業務規程に定める造成水準の 98 億円。
		② 適用額	措置創設以降、ペイオフの実績がないため、商品先物取引業者の基金への負担金の実績はない。現在の、委託者保護資金の額は、業務規程に定める造成水準の 98 億円。
		③ 減収額	措置創設以降、ペイオフの実績がないため、商品先物取引業者の基金への負担金の実績はない。現在の、委託者保護資金の額は、業務規程に定める造成水準の 98 億円。
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 措置創設以降、ペイオフの実績がないため、商品先物取引業者の基金への負担金の実績はない。現在の、委託者保護資金の額は、業務規程に定める造成水準の 98 億円。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 措置創設以降、ペイオフの実績がないため、商品先物取引業者の基金への負担金の実績はない。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	本措置により、消費者が安心して取引できる市場環境が整備されている。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	商品先物取引業者は商品先物取引法(以下「法」という。)により委託者保護基金への加入(法第 276 条)及び負担金の納付(法第 314 条)が義務づけられており、この負担金について、税制上の損金算入の措置が講じられることは妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。

		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		引き続き本税制措置の実施により、消費者が安心して取引できる市場環境を整備する。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 28 年 8 月

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（信用保証協会）
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税)(法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義、所得税:外)
		② 上記以外の税目	
3	内容		<p>《制度の概要》</p> <p>本措置は、金融機関等が信用保証協会に対して負担金（金融機関等負担金）を拠出した際に、その拠出額について、個人にあっては必要経費、法人にあっては損金の額に算入できるようにするもの。金融機関等による負担金拠出コストを低減することによって、信用保証協会の財政基盤を強化し、中小企業者の資金調達の円滑化を図っている。</p> <p>具体的には、金融機関等負担金は、信用保証協会の保証原資となる「基本財産」の構成要素であり、基本財産の増加によって信用保証協会の保証債務額の限度が拡大する。</p>
			<p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法第 28 条第 1 項第 1 号、第 66 条の 11 第 1 項第 1 号</p>
4	担当部局		中小企業庁事業環境部金融課
5	評価実施時期及び分析対象期間		<p>評価実施時期:令和3年8月</p> <p>分析対象期間:平成28年度～令和2年度</p>
6	創設年度及び改正経緯		昭和50年度
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>中小企業者に対して必要かつ十分な資金供給を行うことにより、中小企業者の資金調達の円滑化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業基本法では、政府の基本方針のひとつとして、「中小企業に対する資金の供給の円滑化及び中小企業の自己資本の充実を図ること。」と規定されているとともに、同方針に基づく基本的施策として、「国は、中小企業に対する資金の供給の円滑化を図るため、政府関係金融機関の機能の強化、信用補完事業の充実、民間金融機関からの中小企業に対する適正な融資の指導その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされているところ。</p> <p>信用補完制度を実施していくために信用保証協会法、中小企業信用保険法等の法令が整備されており、中小企業者に対する信用保証協会による保証、信用保証協会に対する政府の再保険（日本政策金融公庫による信用保険）により、中小企業者の信用力を補完するセーフティネットの役割を果たしている。</p>

			さらに、昨今の新型コロナウイルス感染症への対応において、信用補完制度を活用した民間金融機関の実質無利子・無担保制度等の措置を講じるなど、危機時の中小企業者の資金繰りを下支えする役割も有している。												
		② 政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 事業環境整備												
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本措置により、金融機関等による負担金の拠出コストを軽減し、信用保証協会の財政基盤を強化する。</p> <p>これにより、信用保証協会は信用補完を必要とする中小企業者に十分な保証を提供し、中小企業者の資金調達の円滑化を図る。 (達成目標：資金繰り判断DI)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置により、金融機関等による負担金の拠出コストを軽減することで、当該負担金を含む保証原資の増加による保証債務額の限度が拡大することに寄与。もって、中小企業者に対して必要かつ十分な資金供給を行うことにより、中小企業者の事業活動の活性化を図る。</p>												
9	有効性等	① 適用数	<p>【拠出機関数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>拠出機関数 (うち個人)</td> <td>37 (0)</td> <td>28 (0)</td> <td>31 (0)</td> <td>41 (0)</td> <td>33 (0)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H28	H29	H30	R1	R2	拠出機関数 (うち個人)	37 (0)	28 (0)	31 (0)	41 (0)	33 (0)
年度	H28	H29	H30	R1	R2										
拠出機関数 (うち個人)	37 (0)	28 (0)	31 (0)	41 (0)	33 (0)										
		② 適用額	<p>【拠出額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金額(百万円)</td> <td>816</td> <td>568</td> <td>474</td> <td>422</td> <td>286</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H28	H29	H30	R1	R2	金額(百万円)	816	568	474	422	286
年度	H28	H29	H30	R1	R2										
金額(百万円)	816	568	474	422	286										
		③ 減収額	<p>【減収額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金額(百万円)</td> <td>190</td> <td>132</td> <td>109</td> <td>97</td> <td>66</td> </tr> </tbody> </table> <p>減収額＝拠出額×法人税率（～H29:23.4%、～H30,H31・R1,R2:23.2%）、法人住民税（～H30,H31・R1:12.9%、R2:7.0%）、事業税（～H30,H31・R1:6.7%、R2:7.0%）、地方法人特別税（～H30,H31・R1:43.2%）、特別法人事業税（～R2:37.0%）</p>	年度	H28	H29	H30	R1	R2	金額(百万円)	190	132	109	97	66
年度	H28	H29	H30	R1	R2										
金額(百万円)	190	132	109	97	66										
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成29年4月～令和2年3月)</p> <p>令和2年1月以降流行が拡大した新型コロナウイルス感染症による売上げの急激な減少と、それに伴うキャッシュフローの悪化により、令和2年第2四半期に資金繰りは大きく悪化。これはリーマン・ショック時を大きく上回る下落幅となったが、第3四半期には大きく回復しているが、これは、信用補完制度を活用した民間金融機関の実質無利子・無担保制度等の措置を講じることにより、資金繰りを下支えしてきた結果といえ、信用補完制度が中小企業者の資金調達の円滑化という目標達成に対して相当の効果があつたものと考えられる。</p> <p>【中小企業の資金繰りDI】</p>												



※資金供給の円滑化（保証承諾実績）

H28 年度：……8 兆 5,348 億円

H29 年度：……8 兆 514 億円

H30 年度：……8 兆 728 億円

H31・R1 年度：……8 兆 9,390 億円

R2 年度：……35 兆 1,234 億円

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

本措置により、民間金融機関も信用保証協会の財務基盤強化への支援が行いやすくなっており、中小企業に対する保証の原資である基本財産も充実してきている。

信用保証協会の基本財産額

年度	H28	H29	H30	H31・R1	R2
基本財産額 (百万円)	1,843,855	1,880,062	1,908,174	1,928,958	1,932,139

基本財産額に占める負担金比率

年度	H28	H29	H30	H31・R1	R2
比率 (%)	11.0	10.9	10.7	10.6	10.6

※負担金以外の基本財産増加（収支差額の繰入）の他、拠出額の増減と負担金比率は連動しないものになっている。

⑤ 税収減を是認する理由等

本措置は、金融機関の負担金拠出に係るコストを軽減して負担金の拠出を円滑化するものであり、これにより信用保証協会の財政基盤たる基本財産の強化が図られている。

基本財産は、信用保証協会が中小企業者に対する保証を行う際の原資となるものであり、各保証協会の保証限度額は基本財産額と連動している。本措置によって基本財産額が増加することにより、保証協会の財産不足によって中小企業者に対する保証が不能となる事態が避けられており、中小企業の資金供給の円滑化に大きく寄与している。

中小企業の資金繰りDIも改善傾向にあり、本措置に係る信用補完制度中小企業者の資金調達の円滑化という目標達成に対して相当の効果があったものと考えられる。

10	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	補助金と比較した場合、税制措置は、予算の制約を受けず、一律に適用されるものである。利用者全ての利用負担を等しく公平に軽減する制度は、税制措置以外にはない。また、税制措置の場合、課税時点で軽減することから、補助金と比較して執行コストが低い。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>【税制措置】</p> <p>信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減（租税特別措置法第78条）は、担保を提供して保証を利用する際の中小企業者の負担を軽減するものであり、本措置の目的である「金融機関等による信用保証協会に対する負担金（金融機関等負担金）の拠出コストを軽減し、信用保証協会の財政基盤を強化」することとは役割が異なる。</p> <p>【予算措置】</p> <p>本措置の一義的目的である「金融機関等による信用保証協会に対する負担金（金融機関等負担金）の拠出コストを軽減し、信用保証協会の財政基盤を強化」することと同様の政策目的を持つ予算措置や義務付けは存在しない。</p>
		③	地方公共団体が協力する相当性	-
11	有識者の見解			-
12	評価結果の反映の方向性			本制度の維持
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			平成28年8月

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(中小企業倒産防止共済制度)
2	対象税目	(国税)(法人税:義、所得税:外)
	① 政策評価の対象税目	
	② 上記以外の税目	
3	内容	<p>《制度の概要》</p> <p>中小企業倒産防止共済制度は、相互扶助の精神に基づく共済制度として、共済契約者が納付する掛金を原資に、共済契約者の取引先が倒産し、売掛金債権等の回収が困難になった場合に、共済契約者の請求に応じて、納付した掛金総額の10倍又は回収困難額のいずれか少ない額を無利子、無担保、無保証人で貸付けを行い、共済契約者の当面の資金繰りを支援し、連鎖倒産を防止するもの。</p> <p>本措置は、中小事業者が中小企業基盤整備機構に対して当該共済における掛金を支払った際、その支払額について、個人にあっては必要経費、法人にあっては損金額に算入できるようにするもの。本措置は、資金面で十分に余裕のない中小企業者が、拠出する掛金の実質的な意味合い(=費用)に応じた処理を拠出段階で可能にすることによって、加入意欲を損なわないようにすることを意図したものである。</p>
		<p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法 第28条1項2号、第66条の11 1項2号</p>
4	担当部局	中小企業庁事業環境部企画課経営安定対策室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和3年8月 分析対象期間:平成28~令和2年
6	創設年度及び改正経緯	<p><昭和53年制度創設></p> <p>①掛金月額の限度額を2万円に定める。 ②掛金総額の限度額を120万円に定める。 ③共済貸付の限度額を1,200万円に定める。</p> <p><昭和55年改正></p> <p>①掛金月額を2万円から5万円に引き上げる。 ②掛金総額の限度額を120万円から210万円に引き上げる。 ③共済貸付の限度額を1,200万円から2,100万円に引き上げる。</p> <p><昭和60年改正></p> <p>①掛金月額を5万円から8万円に引き上げる。 ②掛金総額の限度額を210万円から320万円に引き上げる。 ③共済貸付の限度額を2,100万円から3,200万円に引き上げる。</p> <p><平成22年改正> ※平成23年10月1日施行</p> <p>①掛金月額を8万円から20万円に引き上げる。 ②掛金総額の限度額を320万円から800万円に引き上げる。</p>

			③ 共済貸付の限度額を 3,200 万円から 8,000 万円に引き上げる。
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業倒産防止共済制度等の中小企業関連諸施策を通じて中小企業の経営の安定を図る。 具体的には、本特例を通じて共済制度への積極的な加入を促し、円滑な資金供給体制を確保することで、中小企業の経営の安定を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 中小企業倒産防止共済法(昭和52年12月5日法律第84号)</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>中小企業・地域経済 経営安定・取引適正化</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業者が安心して経営を行える社会を目指す。 具体的には、取引先の倒産によって、経営基盤が脆弱な中小企業者が連鎖倒産する等の事態の発生を防止するため、中小企業倒産防止共済制度への積極的な加入を促すことにより、セーフティネットの整備を強化する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 連鎖倒産は、取引関係が鎖状に連なる中で、いずれの取引を起点としても生じうるリスクである。このため、中小企業全体の連鎖倒産のリスクを軽減させるためには、可能な限り多くの中小企業者の加入を促進する必要がある。しかしながら、納付済掛金の権利消滅を条件に共済金貸付を受けるという制度への加入を幅広い中小企業者に求める際に、結果として戻ってこない掛金が、それを抛出する時点で損金等の扱いとならない場合には、資金面で十分に余裕のない中小企業者の加入意識を著しく損なうこととなる。このため、本特例措置を講じることによって加入のためのインセンティブが生まれ、加入促進に大きく寄与することとなり、セーフティネットの整備を強化につながる。</p>
9	有効性等	① 適用数	<p>○過去5年間の共済制度の在籍者数 平成 28 年度: 在籍件数 430,093 件 平成 29 年度: 在籍件数 458,965 件 平成 30 年度: 在籍件数 484,248 件 令和元年度: 在籍件数 507,469 件 令和 2 年度: 在籍件数 544,563 件</p>
		② 適用額	<p>○過去5年間の掛金納付額 平成 28 年度: 掛金納付額 2,686 億円 平成 29 年度: 掛金納付額 2,959 億円 平成 30 年度: 掛金納付額 3,144 億円 令和元年度: 掛金納付額 3,255 億円 令和 2 年度: 掛金納付額 3,416 億円</p>
		③ 減収額	<p>○過去5年間の減税規模 平成 28 年度: 減税規模 237 億円 (法人税:183 億円、法人住民税:24 億円、法人事業税:18 億円、所得税:</p>

		<p>12 億円) 平成 29 年度: 減税規模 255 億円 (法人税:197 億円、法人住民税:25 億円、法人事業税:19 億円、所得税:14 億円) 平成 30 年度: 減税規模 278 億円 (法人税:215 億円、法人住民税:28 億円、法人事業税:21 億円、所得税:14 億円) 令和元年度: 減税規模 292 億円 (法人税:226 億円、法人住民税:29 億円、法人事業税:23 億円、所得税:14 億円) 令和 2 年度: 減税規模 289 億円 (法人税:234 億円、法人住民税:16 億円、法人事業税:22 億円、所得税:17 億円)</p>
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 ○政策目的の実現状況(分析対象期間:昭和 53 年度～令和 2 年度末) 取引先企業の倒産により連鎖倒産や著しい経営難に陥るなどの事態を防止するため、迅速な貸付けによって資金繰りを支援してきており、制度創設以来、共済金の貸付件数の累計は約 27 万件、貸付額累計は約 1.9 兆円となっており、セーフティネットの役割を担う有効な事業として、中小企業者の経営の安定に寄与している。</p> <p>(参考)過去 5 年間の貸付規模 平成 28 年度: 貸付件数 460 件、貸付金額 52 億円 平成 29 年度: 貸付件数 366 件、貸付金額 39 億円 平成 30 年度: 貸付件数 387 件、貸付金額 48 億円 令和元年度: 貸付件数 353 件、貸付金額 46 億円 令和 2 年度: 貸付件数 151 件、貸付金額 26 億円</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 ○租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況(分析対象期間:昭和 53 年度～令和 2 年度末) 制度発足以来、累計で 152 万社が加入。中小企業基盤整備機構の第 3 期中期計画(平成 26 年度～平成 30 年度)において、期間中に 130,000 件の新規加入を目標とするところ、248,176 件と、目標が達成された。第 4 期中期計画(令和元年度～令和 5 年度)においては、元年度及び 2 年度は 26,000 件を目標件数としていたところ、元年度の加入実績は 53,552 件、2 年度の加入実績は 64,470 件となり、目標を大きく上回る加入件数が確保されているところ。今後も新規加入に向け、引き続き本措置を講じていく必要がある。</p> <p>なお、本措置は、資金面で十分に余裕のない中小企業者が、拠出する掛金の実質的な意味合い(=費用)に応じた処理を拠出段階でできるようにすることによって、加入の意識を損なわないようにすることを意図したものであり、中小企業倒産防止共済法第 21 条において、租税特別措置法で定めるところにより、法人税又は所得税の課税につき特別の措置を講ずるものと規定されていることから、継続的に措置を講じていくことが必要である。</p> <p>(参考)過去 5 年間の新規加入件数 平成 28 年度: 加入件数 50,597 件</p>

			<p>平成 29 年度:加入件数 53,550 件 平成 30 年度:加入件数 52,117 件 令和元年度:加入件数 53,552 件 令和 2 年度:加入件数 64,470 件</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>(分析対象期間:昭和 53 年度～27 年度末)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度発足以来、累計で 152 万社が加入するとともに、共済金の貸付件数の累計は約 27 万件、貸付額累計は約 1.9 兆円の実績があり、連鎖倒産防止に大きく貢献し、中小企業の経営の安定に寄与している。 ・民間事業者には、同様の対象者に対し同様の条件での融資等を行っている者はみられない。一方、本制度は全国的に実施されており、加入者も全国各地の多数に上っている(令和 2 年度末で約 54 万件在籍)。したがって、本制度は十分な存在意義を有しており、引き続き、本制度を運営していくことが望ましい。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本共済制度は、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、共済契約者が拠出する掛金によって運営することを基本としており、制度運営上必要となる掛金の拠出負担は、共済契約者自らが負うべきものである。しかしながら、掛金の税制上の取扱について、本則に基づく取扱では、中小企業者にとっての実質的な認識とは異なるものとなり、加入の意欲を減退させかねないことから、これを改善するために施策を講じるものである。これは、税制上の措置を講じることによるみ対応できるものであるため、本税制措置を講じることは、妥当である。また、本措置の対象は、中小企業倒産防止共済法に基づき拠出される掛金であり、明確かつ形式的な要件が設定されており、執行面でも問題はない。具体的には、当該掛金に係る共済契約者の権利は、貸付けを実行した際に、貸付額に応じて消滅する仕組みとなっており、最終的には、共済契約者にとっての費用として処理されるべき性格のものであるところ、税法の本則によれば、拠出段階では費用として処理できない。本措置は、資金面で十分に余裕のない中小企業者が、拠出する掛金の実質的な意味合い(=費用)に応じた処理を拠出段階でできるようにすることによって、加入の意識を損なわないようにすることを意図したものであり、政策目的に照らし、有効であり、妥当であると考えられる。なお、中小企業倒産防止共済法第 21 条において、租税特別措置法で定めるところにより、法人税又は所得税の課税につき特別の措置を講ずるものと規定されている。</p>

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係は無い。 (ただし、本共済制度の実施主体である中小機構への国からの運営費交付金を活用し、本共済制度の広報等を行っている。)
	③ 地方公共団体が協力する相当性	中小企業の倒産は雇用を含め地域経済に与える影響が大きいことから、地方公共団体とも連携し、加入促進運動を展開している。
11	有識者の見解	
12	評価結果の反映の方向性	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	H28年8月

<記載要領>

II 租税特別措置等に係る政策の事後評価書

租税特別措置等に係る政策について、事後評価を行う場合は、本様式により事後評価書を作成する。なお、各項目の記載に際しては、平成22年度税制改正大綱における政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）において、存続期間が比較的長期にわたっている措置（10年超）や適用者数が比較的少ない措置（2桁台以下）等について、特に厳格に判断するとされていることに留意すること。

- 1 「政策評価の対象とした政策の名称」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の名称を記載する。
- 2 ① 「政策評価の対象税目」には、政策評価の対象とした税目ごとに、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）I 5カに定める政策評価の義務付け対象又は対象外の別を記載する。
 なお、国税に連動して地方税に影響がある場合、地方税の税目についても記載する。
- 2 ② 「上記以外の税目」には、上記の「政策評価の対象税目」に記載した税目以外の当該租税特別措置等の対象税目を全て記載する。
- 3 「内容」では、各項目について、以下に従い記載する。
 - ・ 「制度の概要」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の内容を簡潔に記載する。要素として、当該租税特別措置等の適用を受ける対象者（対象事業分野）及び特例の内容（例：対象設備等の取得価額の○%の特別償却又は○%の税額控除など）を明らかにする。
 - ・ 「関係条項」には、当該租税特別措置等に関する租税特別措置法、地方税法等の条項を記載する。

- 4 「担当部局」には、政策評価を担当した担当課室名を記載する（例：〇〇省〇〇局〇〇課）。
- 5 「評価実施時期及び分析対象期間」には、政策評価を実施した時期及び分析の対象とした期間をできる限り具体的に記載する。
- 6 「創設年度及び改正経緯」には、当該租税特別措置等の創設年度及び過去の改正経緯（改正年度及び改正内容）を簡潔に記載する。
- 7 「適用期間」には、当該租税特別措置等の適用期間を記載する。
- 8 ① 「政策目的及びその根拠」では、各項目について、以下に従い記載する。
 - ・ 「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」には、当該租税特別措置等によって実現しようとする政策目的について具体的に記載する。
 - ・ 「政策目的の根拠」には、上記の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的の法令及び閣議決定等の根拠（名称、年月日及び規定の内容の抜粋）を具体的に明らかにする。
- 8 ② 「政策体系における政策目的の位置付け」には、上記8 ①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的について、各府省における政策体系上の位置付けを記載する。

当該政策目的が政策体系上に明記されていれば該当箇所を記載し、政策体系上に直接明記されていない場合は、政策体系上に表れるどの政策等に包含されているかを明らかにする。
- 8 ③ 「達成目標及びその実現による寄与」では、各項目について、以下に従い記載する。
 - ・ 「租税特別措置等により達成しようとする目標」には、前記8 ①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的の下、当該租税特別措置等によって達成しようとする目標を測定可能な指標を用いて、可能な限り定量的に記載する。
 - ・ 「政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与」には、前記8 ①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的に対して、当該租税特別措置等がない場合に比べ、上記の「租税特別措置等により達成しようとする目標」に記載した当該租税特別措置等による達成目標の実現がどのように寄与するのか、両者の関係（因果関係）を具体的に記載する。
- 9 ① 「適用数」には、当該租税特別措置等の適用数（過去の実績）を可能な限り実数で明らかにし、年度ごとに記載する。

算定根拠については、情報公表ガイドラインにのっとり明らかにする（評価書への添付でも可）。

また、適用数が僅少となっていないことを具体的に明らかにする。
- 9 ② 「適用額」には、当該租税特別措置等の適用額（過去の実績）を可能な限り実数で明らかにし、年度ごとに記載する。

算定根拠については、情報公表ガイドラインにのっとり明らかにする（評価書への添付でも可）。

また、適用額が特定の者に偏っていないことを具体的に明らかにする。
- 9 ③ 「減収額」には、当該租税特別措置等の適用の結果、減収となる税額（過去の実績）を可能な限り実数で明らかにし、年度ごとに記載する。

なお、国税に連動して地方税に影響がある場合、地方税の減収額についても記載する。

算定根拠については、情報公表ガイドラインにのっとり明らかにする（評価書への添付でも可）。

9④ 「効果」では、各項目について、以下に従い記載する。

・ 「政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況」には、以下の内容を記載する。

* 前記8①に記載した「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」が、当該租税特別措置等によってどのように達成されたかについて、可能な限り定量的に記載する。

* 前記8③に記載した「租税特別措置等により達成しようとする目標」に関して、当該租税特別措置等による達成目標の実現状況を前記8③に記載した測定指標によって可能な限り定量的に記載する。

* 所期の目標（直近の新設、拡充又は延長の要望を行った際に想定していた当該租税特別措置等の達成目標（基本的には前記8③に記載した「租税特別措置等により達成しようとする目標」が該当））が既に達成されていないかを記載する。

また、所期の目標を変更する場合には、所期の目標の達成状況とともに、新たな達成目標へ変更する理由について具体的に記載する。

・ 「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」には、上記に記載した当該租税特別措置等による達成目標の実現状況から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた当該租税特別措置等による直接的な効果（当該租税特別措置等がない場合と比べ、それがあることにより得られる効果）を記載する。

9⑤ 「税収減を是認する理由等」には、上記9①から9④までの「有効性等」における記載内容を踏まえ、当該租税特別措置等による税収減を是認するに足る効果が認められると考える理由を記載する。

その際、上記9④の「効果」に記載した当該租税特別措置等による直接的な効果以外の当該租税特別措置等による様々な波及効果の状況の把握に努めるとともに、効果の発現状況が地域ごとに異なる場合には、可能な限り地域ごとの効果の発現状況を把握し、これらの状況についても記載するよう努める。

また、それまでの間に効果が上がっていないと考えられる場合は、その要因を具体的に記載する。

10① 「租税特別措置等によるべき妥当性等」には、政策目的を実現する手段として、補助金等や規制などの他の政策手段がある中で、当該租税特別措置等を採用することが必要であり、適切である理由を具体的に記載する。

10② 「他の支援措置や義務付け等との役割分担」には、補助金等や規制など、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合（そうした措置を要求又は要望している場合を含む。）に、当該租税特別措置等とその他の支援措置や義務付け等との役割の違いを具体的に記載する。

10③ 「地方公共団体が協力する相当性」には、地方税に係る租税特別措置等（国税に連動して地方税にも影響がある場合を含む。）が各地域で展開される必要性や地方公共団体にとってどのような効果をもたらすことになるかという点を具体的に記載する。

11 「有識者の見解」には、政策評価の対象とした租税特別措置等に係る政策評価の内容について、審議会等での検討結果や有識者の見解がある場合、その概要を記載する。

12 「評価結果の反映の方向性」には、事後評価の結果を、評価の対象とした当該租税特

別措置等の在り方にどのように反映させるかを具体的に記載する。

- 13 「前回の事前評価又は事後評価の実施時期」には、当該租税特別措置等に係る政策について実施した前回の事前評価又は事後評価の時期を記載する。

また、これらの評価について、総務省行政評価局による点検が実施されている場合は、点検結果の番号を記載する。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(総合特区法)	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税・地方税(自動連動)) (所得税:外、法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)
		② 上記以外の税目	-
3	内容	<p>《制度の概要》</p> <p>個人又は法人が所有している土地を総合特別区域法に基づく市町村向けの高度化事業のために譲渡した場合には、所得税又は法人税の特例として、土地を譲渡した者の譲渡所得から 1,500 万円を限度として控除又は損金算入を認める。</p> <p>対象:高度化事業用に土地等を譲渡した個人、法人</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置法第 34 条の 2 第 2 項第 14 の 2 号、第 65 条の 4 第 1 項第 14 の 2 号 ・地方税法第 51 条、第 72 条の 12、第 72 条の 14、第 72 条の 21、第 72 条の 23、第 72 条の 24 の 7 	
4	担当部局	中小企業庁事業環境部企画課	
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和 3 年 8 月 分析対象期間:平成 28 年度～令和 2 年度	
6	創設年度及び改正経緯	平成 23 年度新設	
7	適用期間	恒久措置	
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度化融資制度は、中小企業の事業環境の整備、経営基盤の強化を目的に、個々の中小企業が単独では行えないような比較的大規模な設備投資を共同で行うことを支援するものであり、独立行政法人中小企業基盤整備機構と都道府県が協調し、事業成果の向上を図るため事業計画に対する診断・助言を行うとともに、長期・低利の融資を行っている。 ・行政課題と密接に関連する集約化の取組において、市町村がイニシアティブを発揮しやすくするために、総合特別区域法により、市町村向けの高度化融資制度を設け、我が国の経済活力の基盤である産業集積を維持・発展させるとともに新たな産業の集積による活性化促進を図っている。 ・本措置により、高度化事業を実施する事業協同組合等に用地を売却する土地所有者に対し、譲渡所得の特例措置を認めることにより、売却時の税負担が軽減されることで土地売却の円滑化が図られ、事業の円滑な実施が期待できる。 <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度化事業は、中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)において「国は、中小企業者が相互にその経営資源を補完することに資するため、中小企業者の交流又は連携の推進、中小企業者の事業の共同化のための組織の整備、中小企業者が共同して行う事業の助成その

			<p>他の必要な施策を講ずるものとする。(第 18 条)」、「国は、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において、同種の事業又はこれと関連性が高い事業を相当数の中小企業者が有機的に連携しつつ行っている産業の集積の活性化を図るために必要な施策を講ずるものとする。(第 19 条)」こととして、位置づけられている。</p> <p>・また、総合特別区域法(平成 23 年法律第 81 号)において、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るための総合特区計画に基づく事業に対する特別の措置として、独立行政法人中小企業基盤整備機構が市町村に対して、施設整備に係る資金の貸付けが出来ることとされている(第 30 条、第 58 条)。</p> <p>・さらに、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成 14 年法律第 147 号)では、「総合特別区域法第三十条及び第五十八条の規定による貸付けを行うこと。(第 15 条)」と定められており、以上のとおり、市町村高度化融資制度は政策的に重要なものとして位置づけられている。</p>																																				
		② 政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 経営革新・創業促進																																				
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>・中小企業の事業環境整備を図り、経営基盤の強化を図る。具体的には、中小企業の行う他の事業者との連携、事業の共同化、又は中小企業の集積の活性化を図ることにより、中小企業の健全な成長発展を図る。</p> <p>・企業の集約化により、事業環境が整備され中小企業の経営基盤が強化される。法律による認定を受けた市町村で実施される高度化事業の貸付件数 2 件という目標を設定し、企業の集約による中小企業の経営基盤強化及び地域への貢献を測る指標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>・高度化事業を実施する事業協同組合等に用地を売却する土地所有者に対し、譲渡所得の特例措置を認めることにより、売却時の税負担が軽減されることで土地売却の円滑化が図られ、事業の円滑な実施が期待できる。</p>																																				
9	有効性等	① 適用数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和 2 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用組合数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>譲渡者数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>●参考(都道府県の高度化融資制度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和 2 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用組合数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>譲渡者数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>23</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>【算定根拠】 独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施したアンケート調査に基づき算出。</p>	年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	適用組合数	0	0	0	0	0	譲渡者数	0	0	0	0	0	年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	適用組合数	0	0	1	0	0	譲渡者数	0	0	23	0	0
年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度																																		
適用組合数	0	0	0	0	0																																		
譲渡者数	0	0	0	0	0																																		
年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度																																		
適用組合数	0	0	1	0	0																																		
譲渡者数	0	0	23	0	0																																		

②	適用額	(単位:百万円)					
		年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度
		適用額	0	0	0	0	0
		●参考(都道府県の高度化融資制度:所得税) (単位:百万円)					
		年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度
		適用額	0	0	345	0	0
		【算定根拠】 独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施したアンケート調査に基づき算出。					
③	減収額	(単位:百万円)					
		年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度
		法人税	0	0	0	0	0
		法人住民税	0	0	0	0	
		法人事業税	0	0	0	0	
		●参考(都道府県の高度化融資制度) (単位:百万円)					
		年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度
		所得税	0	0	59	0	0
		【算定根拠】 独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施したアンケート調査に基づき算出。					
④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》					
		(単位:件数)					
		年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度
		貸付件数	0	0	0	0	
		【算定根拠】 独立行政法人中小企業基盤整備機構による市町村向け貸付実績に基づき算出。					
		《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 達成目標の実現状況は上表の通りであり、所期には直接的効果が生まれていない。その原因の一つとしては、新型コロナウイルスの影響等により、低利融資制度が数多く設けられたことが挙げられる。しかしながら、今後、金利水準が逦増する等、投資環境が変化した場合、本特例措置を引き続き実施しなければ、事業用地の取得が円滑に行われず、結果として貸付実行ひいては中小企業の経営基盤強化が阻害される懸念がある。そのため、中小企業の投資環境の変化を見据えつつ、本特例措置の維持、並びに達成目標の実現を図るべきものと思料される。					

		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>・従来の都道府県を通じた高度化事業と併せて、我が国の経済活力の基盤である産業集積を維持・発展させるとともに、新たな産業の集積による活性化促進を図っていくためには、事業用地の円滑な取得が不可欠であり、本税制措置により当該事業の用に供する土地等を譲渡する者に対して一定のインセンティブを与えることは妥当である。</p> <p>・また、独立行政法人中小基盤整備機構としても、事業推進活動(制度説明・PR等)に積極的に努めているところである。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>・高度化事業の実施にはある程度のまとまった土地を取得する必要があるが、取得できない土地が生じた場合、代替地の確保に数年を要する等、事業実施を断念せざるを得ない事態にもなりうる。土地の譲渡を促して事業実施を円滑化させる措置は他になく、地権者からの土地取得を容易とし、地域振興に貢献しつつ、産業集積の維持に寄与するものである。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>・高度化事業独自の補助金や規制等、他の支援措置や義務付け等はない。</p> <p>・本措置に加え、以下の税制措置により、事業開始直後の経営が不安定となる時期に、中小企業者の経済的負担が軽減され共同事業の円滑な実施が図られることにより、前向きな投資により多くの資源を投入できる様に対応している。</p> <p>・また、以下のとおり、高度化事業に関する地方税の特例があるが、対象、目的が違い、役割分担がなされている。</p> <p>(地方税)</p> <p>・事業所税の非課税</p> <p>→大都市の都市環境の整備に必要な財源を確保するための目的税であるが、中小企業者の事業の共同化を行い、集積の活性化に寄与する事業であるため、高度化事業は非課税となっている。</p> <p>対象者:東京都(特別区の区域)、政令指定都市、人口30万人以上の政令で指定する市等の事業協同組合等</p> <p>対象施設:工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、倉庫及び共同施設並びにこれらの附属設備</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>高度化事業は、独立行政法人中小企業基盤整備機構と都道府県・市町村が協調し、住工混在の解消、集積の活性化、雇用の拡大等地域施策の実現手段である。平成23年度、法改正により、市町村向けの高度化融資を設けたところ。地方公共団体が主体的に参画する地方振興策であるため、地方公共団体における中小企業集積の活性化が図れる。</p>
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		中小企業の経営基盤の強化を図る目的の政策誘導手段として、引き続き同措置を継続する。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成28年8月

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(地域商店街活性化法、中心市街地活性化法)
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(所得税:義、法人税:義) (法人住民税、法人事業税:義(自動連動))
		② 上記以外の税目	
3	内容		<p>《制度の概要》</p> <p>商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成 21 年法律第 80 号、以下「地域商店街活性化法」という。)の認定計画に基づく事業、中心市街地の活性化に関する法律(平成 10 年法律第 92 号、以下「中活法」という)に基づく認定中小小売商業高度化事業の用に供するために土地等を譲渡した場合、当該土地等の譲渡所得について 1,500 万円の特別控除を行う。</p> <p>対象: 地域商店街活性化法の認定商店街活性化事業、認定商店街活性化支援事業、中活法の認定中小小売商業高度化事業の用に土地等を譲渡した個人、法人</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 34 条の 2、第 65 条の 4、第 68 条の 75</p>
4	担当部局		中小企業庁経営支援部商業課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和 3 年 8 月 分析対象期間: 平成 29 年度～令和 3 年度
6	創設年度及び改正経緯		平成 10 年度 土地等の譲渡所得の特別控除(中活法関係)を新たに措置。 平成 21 年度 土地等の譲渡所得の特別控除(地域商店街活性化法関係)を新たに措置。
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>来訪者の増加を通じた中小小売業者又は中小サービス業者の事業機会の増大を図るために商店街振興組合等が行う地域住民の需要に応じた事業活動の円滑な実施を支援し、商店街の活性化を図る。また、中心市街地の活性化のため、魅力ある店舗等の商業、サービス業集積地への立地を促進し、都市機能の集約とにぎわいの回復を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>本税制の対象者は地域商店街活性化法及び中活法の認定を受けた事業に利用されることを目的に土地を譲渡した者と規定されている。本税制措置は商店街、中心市街地の活性化のための商業施設や商業基盤施設(駐車場等の顧客その他の地域住民の利便の増進を図るための施設)の整備を行うための事業用地の取得を円滑化する重要な手段として位置づけられているもの。</p> <p>中小企業基本法(昭和 38 年 7 月)第 20 条に「国は、相当数の中小小</p>

			<p>売商業者又は中小サービス業者が事業を行う商店街その他の商業の集積の活性化を図るため、顧客その他の地域住民の利便の増進を図るための施設の整備、共同店舗の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。」とある。</p> <p>「日本再興戦略」2016(平成28年6月2日閣議決定)において、「人口減少、少子・高齢化が進展する中、地域における中心市街地等のまちなか、商店街機能の活性化・維持を図ることが、地域経済活性化のために不可欠。(略)波及効果の高い商業施設整備・改修等を支援する。」として、施設整備を支援することとしている。</p> <p>また、「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」(令和3年6月18日)において、「中小商業者が地域のニーズや需要の変化に的確に対応するため、地方公共団体と連携しつつ、商店街等において新たな需要の創出につながる魅力的な機能の導入等や最適な供給体制の実現に向けた仕組みづくり、促進体制の構築等を行う取組を後押しし、地域の持続的発展を促進する。」として、中小商業者を支援することとしている。</p>																		
		② 政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 事業環境整備																		
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小企業の事業環境整備を図り、経営基盤の強化を図る。具体的には地域住民の需要に応じた事業活動の円滑な実施の支援や、魅力ある店舗等の商業・サービス業集積地への立地の促進を図ることにより、中小企業の健全な成長発展を図る。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>土地の譲渡が促されることにより、事業計画の円滑化が図られ、商店街・中心市街地の商業施設や商業基盤施設及び地域住民の利便の増進を図る施設の整備が進み、商店街・中心市街地が活性化する。</p>																		
9	有効性等	① 適用数	<p>適用数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>地域商店街活性化法分</th> <th>中活法分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>R3 見込</td> <td>2件</td> <td>2件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(独)中小企業基盤整備機構融資データ及び中企庁推計</p>	年度	地域商店街活性化法分	中活法分	H29	0	0	H30	0	0	R1	0	0	R2	0	0	R3 見込	2件	2件
年度	地域商店街活性化法分	中活法分																			
H29	0	0																			
H30	0	0																			
R1	0	0																			
R2	0	0																			
R3 見込	2件	2件																			
		② 適用額	<p>適用額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>地域商店街活性化法分</th> <th>中活法分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>R3 推計</td> <td>30百万円</td> <td>30百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(独)中小企業基盤整備機構融資データ及び中企庁推計</p>	年度	地域商店街活性化法分	中活法分	H29	0	0	H30	0	0	R1	0	0	R2	0	0	R3 推計	30百万円	30百万円
年度	地域商店街活性化法分	中活法分																			
H29	0	0																			
H30	0	0																			
R1	0	0																			
R2	0	0																			
R3 推計	30百万円	30百万円																			

	③ 減収額	<p>減収額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>地域商店街活性化法分</th> <th>中活法分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H31(R1)</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>R3 見込</td> <td>6.8 百万円</td> <td>6.8 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(独)中小企業基盤整備機構融資データ及び中企庁推計</p> <p>地域商店街活性化法に基づく認定事業部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の譲渡件数について、個人1人、法人1社と想定 ・譲渡人に適用される控除額は上限の1,500万円と想定 <p>減収額 675万円</p> <table> <tr> <td>譲渡者数</td> <td>控除額</td> <td>税率</td> <td>譲渡者数</td> <td>控除額</td> <td>税率</td> </tr> <tr> <td>=1人</td> <td>×1,500万円</td> <td>×15%</td> <td>+</td> <td>1社</td> <td>×1,500万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(個人)</td> <td></td> <td></td> <td>(法人)</td> <td></td> </tr> </table> <p>中活法分に基づく認定事業部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の譲渡件数について、個人1人、法人1社と想定 ・譲渡人に適用される控除額は上限の1,500万円と想定 <p>減収額 675万円</p> <table> <tr> <td>譲渡者数</td> <td>控除額</td> <td>税率</td> <td>譲渡者数</td> <td>控除額</td> <td>税率</td> </tr> <tr> <td>=1人</td> <td>×1,500万円</td> <td>×15%</td> <td>+</td> <td>1社</td> <td>×1,500万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(個人)</td> <td></td> <td></td> <td>(法人)</td> <td></td> </tr> </table>	年度	地域商店街活性化法分	中活法分	H29	0	0	H30	0	0	H31(R1)	0	0	R2	0	0	R3 見込	6.8 百万円	6.8 百万円	譲渡者数	控除額	税率	譲渡者数	控除額	税率	=1人	×1,500万円	×15%	+	1社	×1,500万円		(個人)			(法人)		譲渡者数	控除額	税率	譲渡者数	控除額	税率	=1人	×1,500万円	×15%	+	1社	×1,500万円		(個人)			(法人)	
年度	地域商店街活性化法分	中活法分																																																						
H29	0	0																																																						
H30	0	0																																																						
H31(R1)	0	0																																																						
R2	0	0																																																						
R3 見込	6.8 百万円	6.8 百万円																																																						
譲渡者数	控除額	税率	譲渡者数	控除額	税率																																																			
=1人	×1,500万円	×15%	+	1社	×1,500万円																																																			
	(個人)			(法人)																																																				
譲渡者数	控除額	税率	譲渡者数	控除額	税率																																																			
=1人	×1,500万円	×15%	+	1社	×1,500万円																																																			
	(個人)			(法人)																																																				
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>○政策目的の実現状況 (分析対象期間:平成29年4月～令和3年3月)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食店など商店街の多くの店舗で売上が減少していることや、集客イベント等の実施ができないなど商店街活性化事業の実施が困難な状況が続いており、足下では実績が伸び悩んでいるが、過去には本税制は実際に利用がなされており、商店街等の活性化に向けて必要不可欠な税制である。特に、商店街等においては空き店舗の増加が大きな問題の一つとなっており、こうした空き店舗において新たな事業が創出されるよう本税制支援が必要である。</p> <p>○租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況 (分析対象期間:平成29年4月～令和3年3月)</p> <p>地域商店街活性化法及び中活法に基づく事業計画の認定件数の増加に向けて、以下の取組を行っている。</p> <p>地域商店街活性化法では、(株)全国商店街支援センターによるトータルプラン作成支援事業により、商店街に対して認定に向けた助言を行い、認定件数の増加に向けて取り組んでいるところである。</p> <p>中活法では、(独)中小企業基盤整備機構による中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業等により、法の認定を目指す市町村、中心市街地活性化協議会に対し助言を行っている。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 「商店街空き店舗実態調査報告書」(平成29年3月中企庁)によ</p>																																																						

			<p>れば、商店街の空き店舗の約 70%は住居兼店舗となっている。同調査によれば、空き店舗状態が続いている要因(複数回答)は、「商店街のにぎわいが少ないため(約 50%)」、「築年数が古く貸しづらいため(約 31%)」のほか、「所有者に貸す意思がないため(約 31%)」、「賃貸(売却)してなくても所有者の生活に差し支えないため(約 28%)」という理由が多くを占めている。</p> <p>これは、商店街に空き店舗があることにより、商店街としての魅力の低下や、買い物客に必要な業種の不足といった商店街全体への悪影響が生じる一方で、商売を引退して空き店舗を住居等として活用している所有者にとっては直接的な悪影響が生じないことが要因の一つとなっているものと考えられる。</p> <p>空き店舗の発生が商店街の魅力を下させ、更に空き店舗が発生するという負のスパイラルを抑制するためには、本税制により空き店舗の所有者に対してインセンティブを与えることで、当該空き店舗の土地等の譲渡を円滑にすることにより、当該空き店舗の地域商店街活性化法に基づく商店街活性化事業等への活用を促すことが必要である。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>中活法の認定を受けて本税制を利用した宮崎県日向市では、市が中活法に基づき作成し、内閣総理大臣が認定を行った基本計画の達成目標について、居住人口やイベント回数が順調に増加し、目標を達成しており、にぎわいの回復に貢献しているところである。</p> <p style="text-align: center;">基準値(19年) H25実績 目標値(H25年)</p> <p>活性化区域内の居住人口 1,278人 → 1,417人 1,360人</p> <p style="text-align: center;">基準値(18年) H25実績 目標値(H25年)</p> <p>市民企画によるイベント回数 40回 → 73回 60回</p> <p>本制度適用により、一時的な税収減とはなるものの、当該地域の居住人口の増加に繋がるなど地域経済に与える影響は大きい。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>地域の商店街等は、地域住民の身近にあつて、その暮らしを支える商品・サービスの供給機能を担っているだけでなく、地域住民の交流の場を提供し、地域文化の継承や、防犯活動、高齢者や子育て支援等の公的な役割を果たしている。このように、本来地方自治体が担うべき、公共的機能を代替する役割を果たしており、商店街等の役割は地域にとって重要である。</p> <p>こうした中で、商店街や中心市街地の活性化のために新たな事業を行う場合において、事業用地の円滑な取得が不可欠であり、本税制措置により当該事業の用に供する土地等を譲渡する者に対して一定のインセンティブを与えることは妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>当該税制は、個人等を対象として土地を譲渡する者に対してインセンティブを与えるものであり、土地の取得・譲渡の円滑化に資するものである。</p> <p>以下の支援は、施設整備等を支援するものであり、それぞれ土地の取得と施設整備とで役割分担がなされている。</p> <p>【他の支援措置】</p>

			<p>・地域の持続的発展のための中小商業者等の機能活性化事業</p> <p>商店街等において、来街者の消費動向等の調査分析や新たな需要の創出につながる魅力的な機能の導入等を行い、最適なテナントミックスの実現に向けた仕組みづくり等に取り組む事業を商店街等組織又は民間事業者が行う場合に、その事業に要する経費の一部を地方公共団体とともに補助することにより、地域のニーズや新たな需要に対応しようとする取組等を後押しし、商店街等の多様な機能の活性化と地域の持続的発展を促進することを目的とする。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>中活法の基本計画は、市町村の中心的な役割を果たしている中心市街地を定め、市町村が内閣総理大臣の認定を受け、国の施策と相まって、効果的に中心市街地の活性化を推進するものである。</p> <p>また、地域商店街活性化法の認定及び税制の適用要件である地域住民の利便の増進を図る公共用施設の整備については、事業の区域内にある都道府県及び市町村の意見を聴き、事業計画の認定に際し考慮することとしている。</p> <p>以上のことから、両法において、地方公共団体の関与を前提としていることから、地方公共団体が本税制の利用について一定の関与を行うことが相当である。</p>
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		引き続き、本税制の普及に努めることにより、事業の円滑な実施を支援し、商店街及び中心市街地の活性化を図る。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 28 年 8 月